

大井町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月
大井町

目次

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の要旨	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の構成	2
1.3 計画の位置付け	3
2. 大井町の現況	5
2.1 自然環境条件	5
2.2 社会環境条件	6
2.3 大井町の将来構想	12
3. 足柄東部清掃組合の概要	13
3.1 沿革	13
3.2 施設概要	14
3.3 運営	17
4. ごみ処理の現況及び課題	18
4.1 ごみ処理の現況	18
4.2 ごみ処理の実績	21
4.3 ごみ処理の評価	35
4.4 ごみ処理の課題	37
5. ごみ処理行政の動向	38
5.1 国の施策	38
5.2 神奈川県 of 施策	39
6. ごみ処理基本計画	40
6.1 基本理念	40
6.2 基本方針	40

6.3	ごみの排出量の見込み	40
6.4	計画目標	45
6.5	ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	47
6.6	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	52
6.7	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	53
6.8	ごみの処理施設の整備に関する事項	54
6.9	その他ごみの処理に関し必要な事項	54

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の要旨

1.1 計画策定の目的

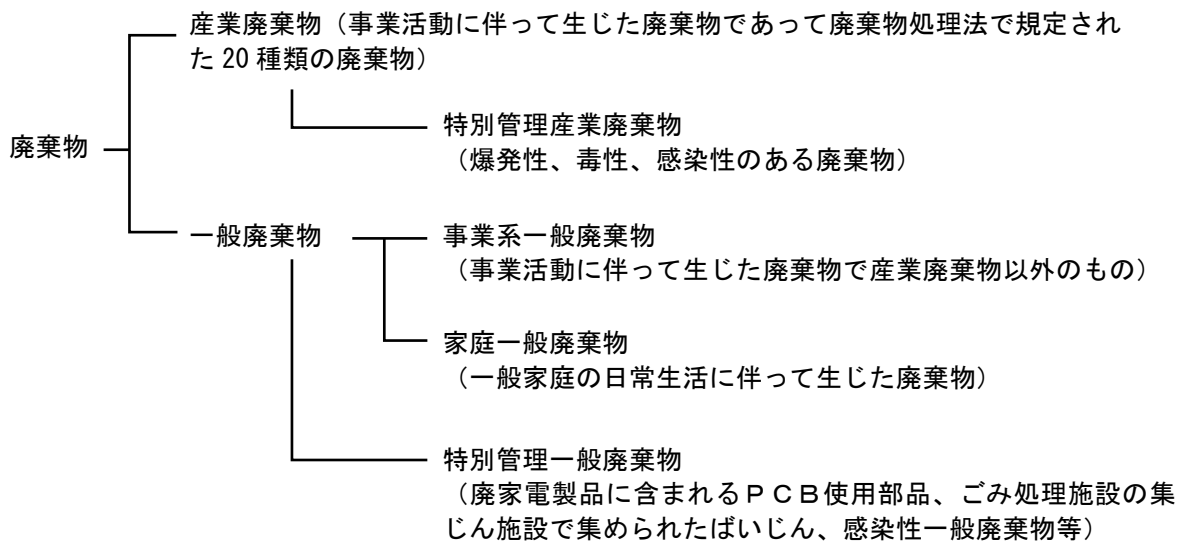
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号：以下、「廃棄物処理法」という）第 6 条に定める法定計画で、市町村は策定義務を有している。

法律に定める策定項目は以下の 5 項目であるが、より具体的な目標の設定等を定めるために、環境省では、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」を定めている。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物は、廃棄物処理法上、産業廃棄物（事業活動に伴い排出される廃棄物で廃棄物処理法施行令で定められた 20 品目と輸入された廃棄物をいう）以外の廃棄物のことをいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理責任を有する（廃棄物処理法第 6 条の 2）。

図 1.1 廃棄物の種類



(出典：(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターホームページ)

また、一般廃棄物は、排出形態から、「ごみ」と「生活排水」¹に区分される。本計画では、一般廃棄物のうち「ごみ」に係る処理計画を定めるものである。

計画の基本的な方向性は、次のとおりである。

- ① できる限り廃棄物の排出を抑制する。
- ② 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底する。
- ③ なお適正な循環的な利用が行われないものは、適正な処分を確保する

¹ 下水道法等により個別に定められたものを除く。

1.2 計画の構成

1.2.1 範囲

(1) 対象地域

計画の対象地域は、大井町全域とする。

(2) 対象となる廃棄物

計画策定の範囲は、対象地域から排出される一般廃棄物（ごみ）とする。

1.2.2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和17年度の15年間とし、5年毎に中間目標年度を設定し必要な見直しを図るものとする。

表 1.1 計画期間

令和2年度	令和3年度	—	令和7年度	—	令和12年度	—	令和17年度
計画策定年	計画初年度	→	中間目標年度 見直し年度	→	中間目標年度 見直し年度	→	次期計画策定年度 最終目標年度

1.3 計画の位置付け

平成 12 年に国の環境政策の根幹を定める環境基本法の下位法として、循環型社会形成推進基本法が定められ、廃棄物処理法の位置づけもこれまでの廃棄物の適正な処理に重点が置かれたものから資源循環型社会の構築のための位置づけに変更された。

循環型社会形成推進基本法では、大量廃棄、低資源化率、廃棄物処理施設の立地の困難、不法投棄の増大等の課題を背景に、これらの課題の解決策として、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、天然資源の消費抑制を掲げている。

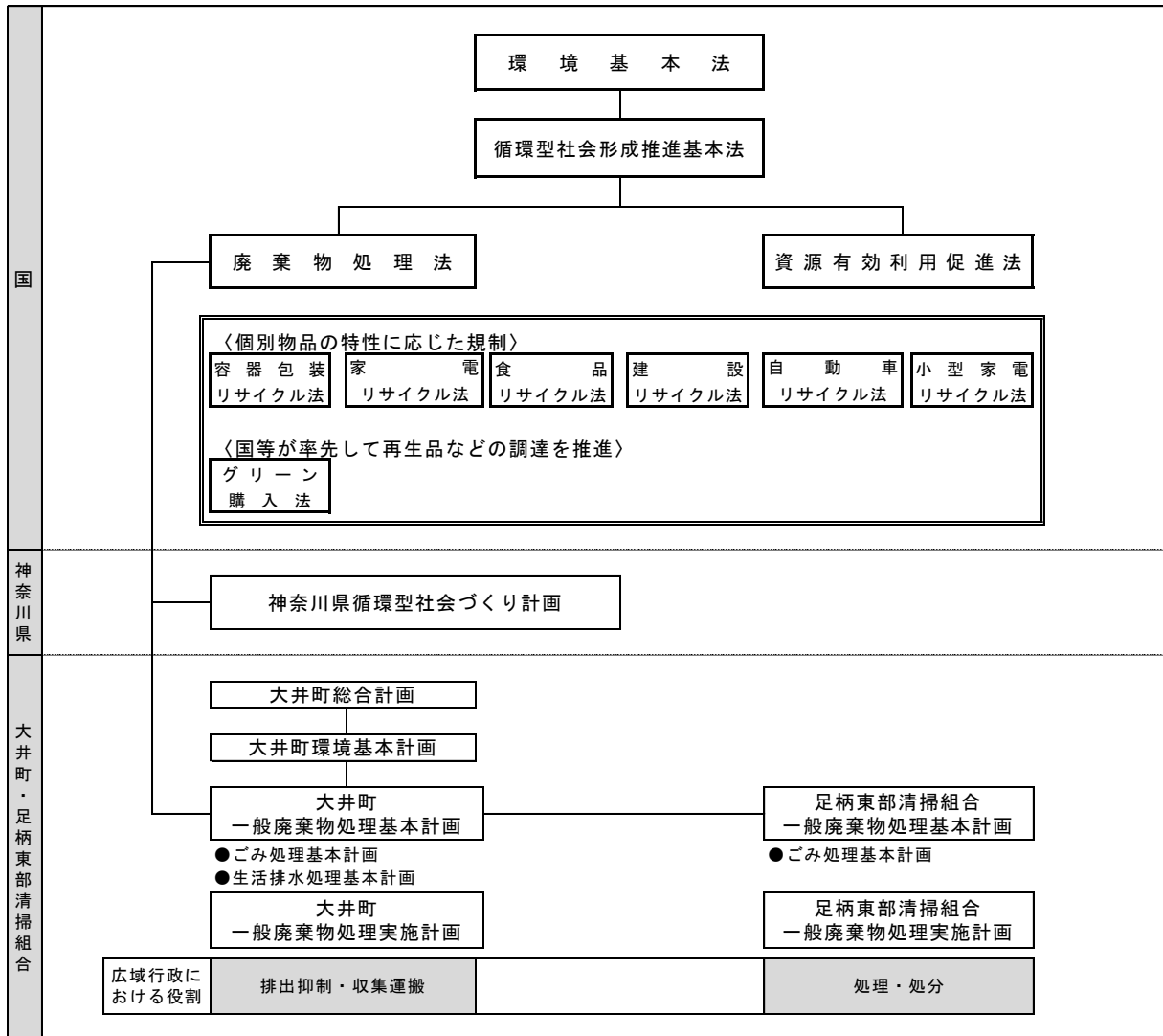
循環型社会形成基本法の下位には、改めて廃棄物処理法及び資源の有効な利用の促進に関する法律等の個別法が位置づけられ、さらに個別物品の特性に応じた規制を定めたりサイクル法や国等が率先して再生品などの調達を推進するグリーン購入法が制定されている。

また、神奈川県においては、平成 24 年に計画期間を平成 24 年度から令和 3 年度（平成 33 年度）の 10 年間とした「神奈川県循環型社会づくり計画」を定め、基本理念に「廃棄物ゼロ社会」を掲げている。

大井町（以下、「本町」という。）は、平成 18 年に、計画期間を平成 18 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）の 15 年間とした一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定した。

今回の改定は、前計画の最終目標年度である令和 2 年度（平成 32 年度）を迎え、前計画の目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえ、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。

図 1.2 計画の位置付け



※生活排水処理の実施主体は足柄上衛生組合となる。

2. 大井町の現況

2.1 自然環境条件

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置し、面積約 14.4km²を有している。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町に、北は松田町と泰野市に、東は中井町にそれぞれ接しており、東京都心からは約 70km の距離に位置する。

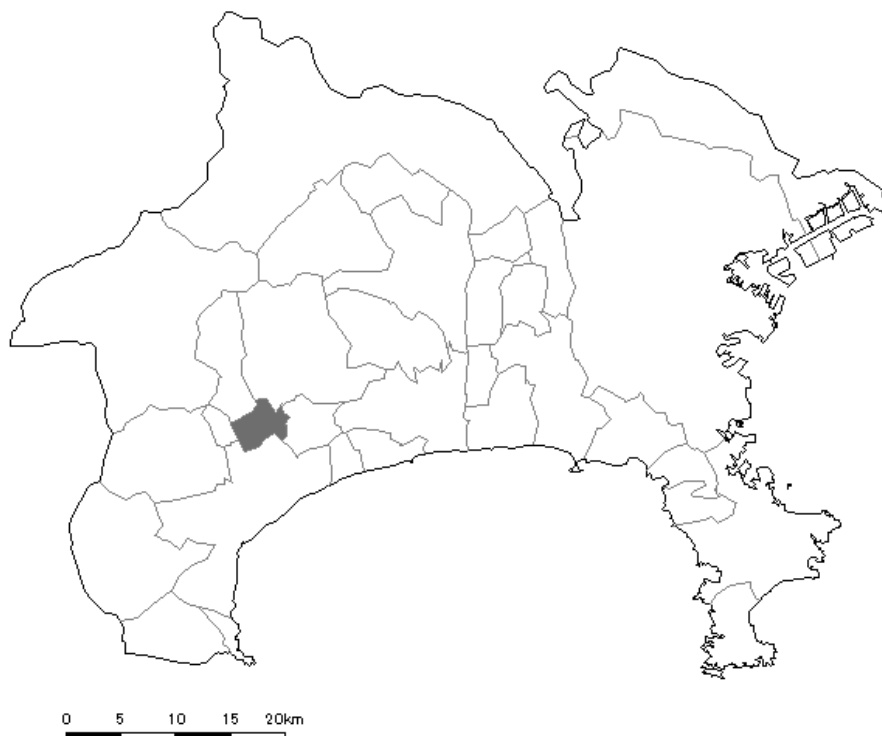
町の東西を東名高速道路が走り、北西部には大井松田インターチェンジを有するほか、東名高速道路と湘南地域を連結する重要な路線である国道 255 号が南北に走り道路網を構成している。

一方、鉄道は沼津と国府津間を結ぶ J R 御殿場線が国道とほぼ平行するように走り、町内には上大井駅と相模金子駅が所在する。

町の北側には、なだらかな足柄山地の稜線が北西方向に低く連なり、その背後に急峻な丹沢山地がそびえている。西方には箱根火山の山並みが南北に走り、その稜線のかなたに富士山が位置している。気候は、上記のような地形により寒冷な北風は遮られ、温暖な南風が入りやすく、比較的温暖な気候である。この結果、地域全体が良好な気象条件に恵まれ、気温、雨量は、共に全地域にわたり大差がなく、住環境に適し、各種作物や果樹等の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境が地域の特徴を形成している。

図 2.1 位置図

国土地理院承認 平14総複 第143号



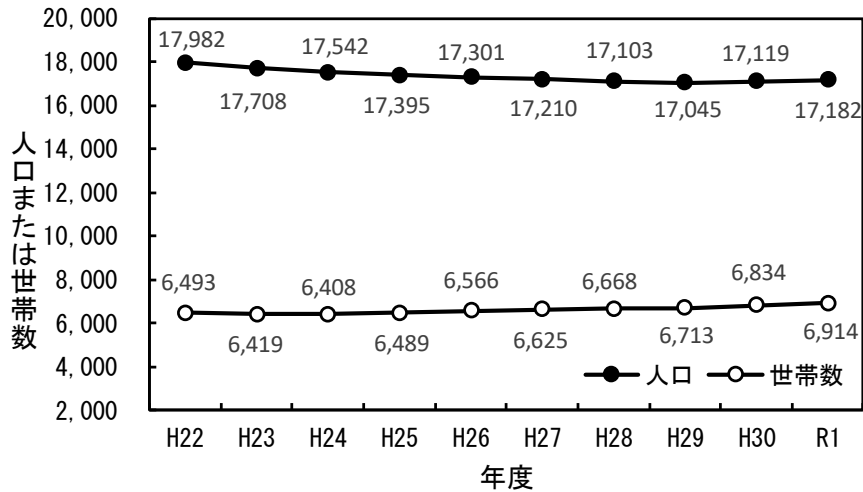
2.2 社会環境条件

2.2.1 人口及び人口動態

(1) 人口及び世帯数

本町の人口及び世帯数の推移を図 2.2 に示す。人口は、過去 10 年間でおよそ 800 人の減少、世帯数はおよそ 420 世帯の増加である。

図 2.2 人口と世帯数の推移

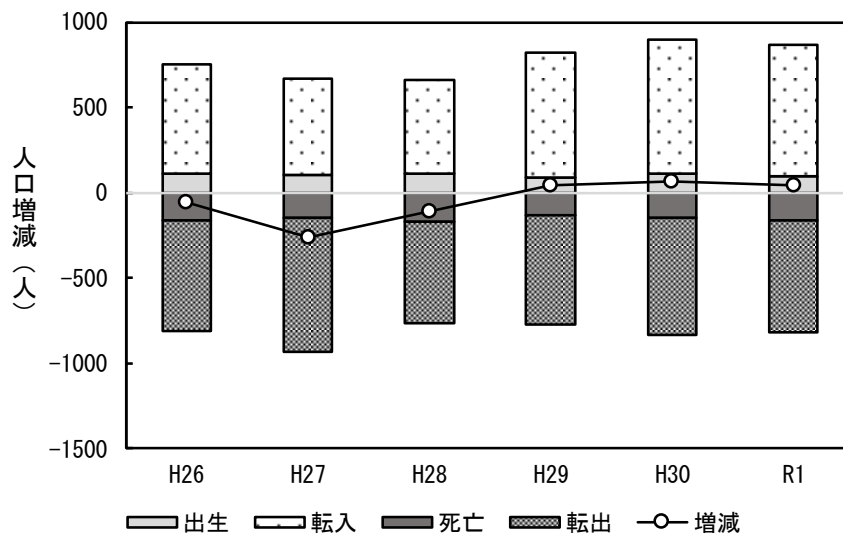


※人口は町データ、世帯数は、県統計による。

(2) 人口移動

本町の人口移動状況を図 2.3 に示す。変動要因の多くは、転入・転出によるもので、ここ数年変動の増加が確認できる。

図 2.3 人口移動状況



2.2.2 地域経済

(1) 産業構造

本町の事業所数と従事者数の状況を表 2.1 に事業所数の割合を図 2.4 に示す。事業所数、従業者数とも減少傾向にある。事業所の割合は、多い順に卸売・小売業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業の順となっており、これらの3業種が約半数を占めている。

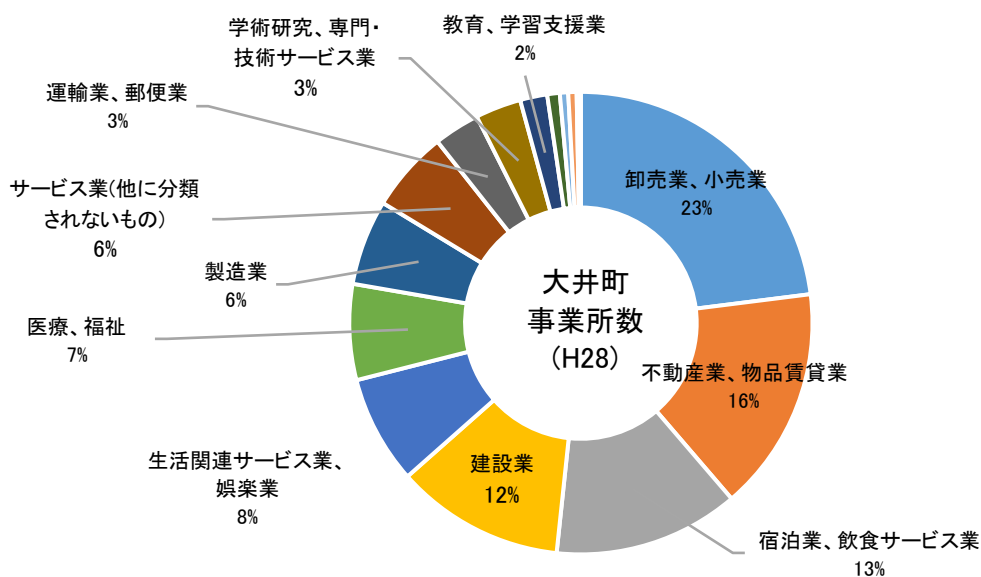
表 2.1 事業所数と従事者数の状況

区分	事業所数			従業者数		
	H21年度	H26年度	H28年度	H21年度	H26年度	H28年度
総数	786	727	687	8,276	6,855	6,493
農業・林業	2	4	4	18	42	34
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	1	1	1	2	2	1
建設業	123	93	81	642	345	306
製造業	47	43	41	1,122	594	657
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	4	4	-
情報通信業	6	2	1	1,066	585	577
運輸業	18	23	22	499	367	526
卸売・小売業	174	156	158	1,462	2,000	1,976
金融・保険業	8	6	6	635	54	48
不動産業	133	120	108	256	265	227
学術研究, 専門・技術サービス業	24	23	22	139	137	141
宿泊業, 飲食, サービス業	86	85	89	801	787	774
生活関連サービス業, 娯楽業	47	57	52	188	265	243
教育, 学習支援業	22	23	13	279	315	48
医療, 福祉	34	41	46	333	513	555
複合サービス業	5	4	4	40	32	33
サービス業(他に分類されないもの)	51	40	39	643	399	347
公務(他に分類されるものを除く)	4	5	-	147	149	-

資料：経済センサス-活動調査(H24)、経済センサス-基礎調査(H26)、
経済センサス-活動調査(H28)

※平成24年7月1日、平成26年7月1日現在、平成28年6月1日現在

図 2.4 事業所の割合



※経済センサス活動調査 (H28) を基に作成

(1) 主要産業の概要

1) 農業

本町の耕地面積及び農業就業人口を表 2.2 に、農業産出額を表 2.3 に示す。耕地面積は、土地面積の約 4 分の 1 で、主要な農産物は、野菜類、果実である。

表 2.2 耕地面積及び農業就業人口

■面積 (令和元年度)	
総土地面積	1,438ha
耕地面積	333ha
田耕地面積	333ha
畑耕地面積	106ha
林野面積	227ha
■人口 (H27 年度)	
農業就業人口	381 人

出典：農林水産省 (「わがマチ・わがムラ」 <http://www.machimura.maff.go.jp/machi/index.html>)

表 2.3 農業産出額（推計）

生産品目	産出額	経営体数
耕主計	63 千万円	243 経営体
米	10 千万円	87 経営体
麦類	0 千万円	1 経営体
雑穀	0 千万円	-
豆類	0 千万円	12 経営体
いも類	3 千万円	49 経営体
野菜	23 千万円	88 経営体
果実	17 千万円	149 経営体
花き	×	17 経営体
工芸農作物	0 千万円	3 経営体
畜産系	3 千万円	
肉用牛	2 千万円	1 経営体
乳用牛	-	-
うち生乳	-	
豚	-	-
鶏	-	-
うち鶏卵	-	
うちブロイラー	-	
その他畜産物	1 千万円	

出典：農林水産省（「わがマチ・わがムラ」<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/index.html>）

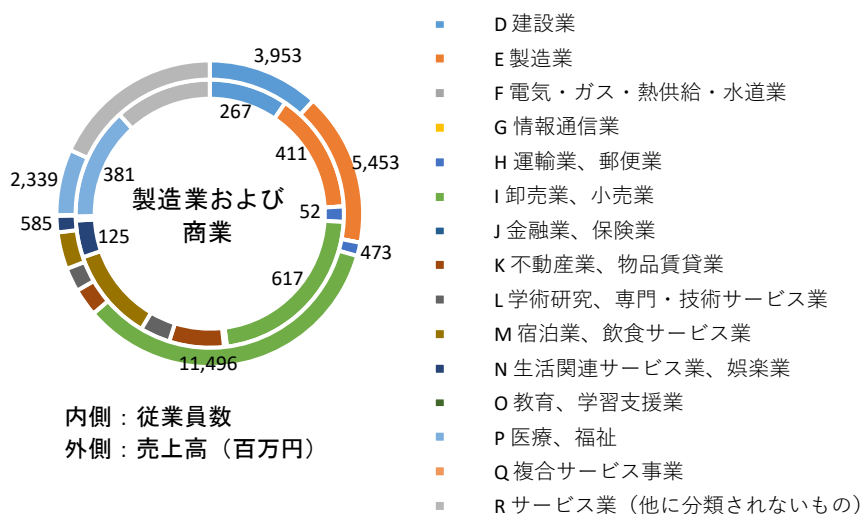
×は、事業者の特定等を理由に非公表としている。

2) 工業および商業

平成 28 年度の経済センサス活動調査によると、本町の工業および商業の状況は、図 2.5、表 2.4 のとおりである。

従業員数および売上を基準とすると、主要な産業は、卸売業、小売業、サービス業、製造業等である。

図 2.5 工業および商業の従業員数と売上高



※経済センサス活動調査 (H28) を基に作成

表 2.4 工業及び商業の状況

	企業等数	事業所数	従業者数 (人)	売上金額 (百万円)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	X
建設業	71	72	267	3,953
製造業	31	34	411	5,453
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7	8	52	473
卸売業、小売業	87	101	617	11,496
金融業、保険業	2	2	10	X
不動産業、物品賃貸業	102	102	185	977
学術研究、専門・技術サービス業	20	23	102	843
宿泊業、飲食サービス業	58	59	315	1,309
生活関連サービス業、娯楽業	43	46	125	585
教育、学習支援業	8	8	14	21
医療、福祉	30	33	381	2,339
複合サービス事業	-	-	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	25	31	330	6,096

Xは、事業者の特定を避けるために非公表となっているもの。

出典：平成 28 年度経済センサス活動調査 (経済産業省)

2.2.3 土地利用

本町の用途区域別の土地利用状況を表 2.5 に、地番地目別の土地利用状況を表 2.6 に示す。市街化区域は町域の約 24%ほどで田畑や山林なども同じくらいの面積でバランスの取れた土地利用状況である。

表 2.5 用途区域別の土地利用状況

(単位 : ha)

市街化区域		
第 1 種低層住居専用地域		61
第 1 種中高層住居専用地域		131
第 2 種中高層住居専用地域		36
第 1 種住居地域		31
第 2 種住居地域		26
準住居地域		30
近隣商業地域		3
準工業地域		23
工業地域		7
小計		348
市街化調整区域		1,090

出典 : 令和元年度統計要覧

表 2.6 地番地目別の土地利用状況

(単位 : ha)

宅地	田	畑	山林	その他
269.61	133.55	298.04	338.6	398.2

出典 : 令和元年度統計要覧

2.3 大井町の将来構想

本町では、平成 23 年度を初年度とする「第 5 次大井町総合計画（基本構想：平成 23 年度～平成 32 年度、後期基本計画：平成 28 年度～平成 32 年度）」を定めており、生活環境に係る内容に関して、表 2.7 の内容が示されている。

表 2.7 第 5 次大井町総合計画における生活環境に係る計画

まちづくりの目標	『ひとづくり・まちづくり・未来づくり』
重点分野	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民とともに進める協働のまちづくり 2. 自然と共生し発展する社会の構築 3. 安全・安心なまちづくりの推進 4. 町民と町の健康づくりの推進 5. 次世代を担う子どもたちの健全育成
基本計画（生活環境）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自然との共生 <ol style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化対策の推進 ② 自然環境の保全 ③ 環境教育の推進 (2) 生活環境の保全 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境汚染の防止 ② 環境の美化 ③ 情報提供と意識啓発 (3) 資源循環型社会の形成 <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の減量化、再資源化 ② 環境に配慮した廃棄物処理 ③ 情報提供と意識啓発 (4) 衛生対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 生活排水・し尿の適正処理 ② 広域斎場の整備及び管理運営

3. 足柄東部清掃組合の概要

本町は、中井町および松田町と共同でごみの処理主体である足柄東部清掃組合（以下、「組合」という）を設立し、ごみの広域処理を実施している。ここでは処理主体となる組合の概要を示す。

3.1 沿革

組合の沿革は、表 3.1 のとおりである。

昭和 57 年に組合を設立、その後、焼却施設として大井美化センター、不燃ごみ処理施設として中井美化センター、最終処分場として岩倉一般廃棄物最終処分場を整備し、ごみの適正処理に努めている。

表 3.1 組合の沿革

年 月	事 業 内 容
昭和 57. 2	組合設立
57. 11	大井美化センター（ごみ焼却施設）建設工事着工
58. 12	中井美化センター（不燃ごみ処理施設）第一期建設工事着工
59. 3	大井美化センター（ごみ焼却施設）竣工
59. 6	中井美化センター（不燃ごみ処理施設）竣工
60. 7	岩倉一般廃棄物最終処分場建設工事着工
61. 3	岩倉一般廃棄物最終処分場竣工
62. 6	中井美化センター（不燃ごみ処理施設）第二期建設工事着工
62. 12	中井美化センター（不燃ごみ処理施設）粗大ごみ処理設備増設工事完成
平成 10. 4	大井美化センター粗大ごみ破砕機設置工事着工
10. 7	大井美化センター粗大ごみ破砕機稼働開始
11. 12	大井美化センター焼却炉補修工事着工
12. 4	大井美化センター焼却炉補修工事完了 本格稼働
13. 5	大井美化センター排ガス高度処理施設整備工事着工
14. 2	大井美化センター排ガス高度処理施設整備工事完了 本格稼働

出典：組合資料

3.2 施設概要

3.2.1 大井美化センター

表 3.2 に大井美化センターの概要を示す。大井美化センターは、准連続式の流動床式焼却炉で平成 13 年度にダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、排ガス高度処理設備を導入している。

表 3.2 大井美化センターの概要

項目	内容			
名称	大井美化センター			
所在地	足柄上郡大井町柳 540 番地			
敷地面積	7,191.75m ²			
建物面積	734.2m ² (延床 1,537m ²)			
設計・施工	日本ゼオン株式会社			
炉形式	准連続燃焼式焼却炉(流動床式焼却炉)			
処理能力	50t/16h(50t/16h×1基)			
工事区分による設備内容等	竣工時の設備内容等		排ガス高度処理における設備内容等	
建設期間	昭和 57 年 11 月～59 年 3 月		平成 13 年 5 月～14 年 2 月	
排ガス設備	ガス冷→空気予熱器→電気集じん器		ガス冷(更新)→空気予熱器→減温塔(新設)→バグフィルター(新設)	
排水処理方式	ごみピット汚水→炉内噴霧(完全クローズド式)			
予熱利用設備	温水発生器、温水器			
総事業費	1,100,475 千円		877,800 千円	
財源内訳 (千円)	国庫補助金	191,250	国庫補助金	230,493
			県補助金	21,900
	起債	697,000	起債	454,200
	一般財源	212,225	一般財源	171,207
	計	1,100,475	計	877,800

出典: 組合資料

3.2.2 中井美化センター

表 3.3 に中井美化センターの概要を示す。中井美化センターでは、不燃ごみ、粗大ごみの処理、資源類の選別を行っている。

表 3.3 中井美化センターの概要

項目	内容
名称	中井美化センター
所在地	足柄上郡中井町岩倉490-1
敷地面積	3,858.15 m ²
建物面積	550.18 m ²
建設工期	第一期工事:昭和58年12月着工, 昭和59年 6月竣工
	第二期工事:昭和62年 6月着工, 昭和62年12月竣工
設計・施工	鎌長製衡株式会社
処理能力	20t/5h
処理方式	剪断破碎、横型回転破碎、アルミ・鉄選別
処理・選別・搬出品目	スチールプレス、鉄(甲山)、アルミカンプレス、カレット(4色)、非鉄金属類、乾電池、蛍光管、最終不燃物(埋立)、可燃物、その他資源物
主な設備内容	受入供給設備: 計量機、供給プッシャー、手選別供給コンベヤ、破碎機供給コンベヤ
	破碎・圧縮設備: 剪断式破碎機、横型回転破碎機、圧縮機
	選別設備: 磁力選別機、アルミ選別機(選別機供給コンベヤ)、手選別コンベヤ、振動スクリーン、高磁力選別機
	搬送排出設備: 破碎物排出振動コンベヤ、破碎物搬送コンベヤ、可燃物搬送コンベヤ、アルミ搬出・搬送コンベヤ
	ITV監視設備など
事業費	297,610 千円

出典：組合資料

3.2.3 最終処分場

表 3.4 に岩倉一般廃棄物最終処分場の概要を示す。

表 3.4 岩倉一般廃棄物最終処分場の概要

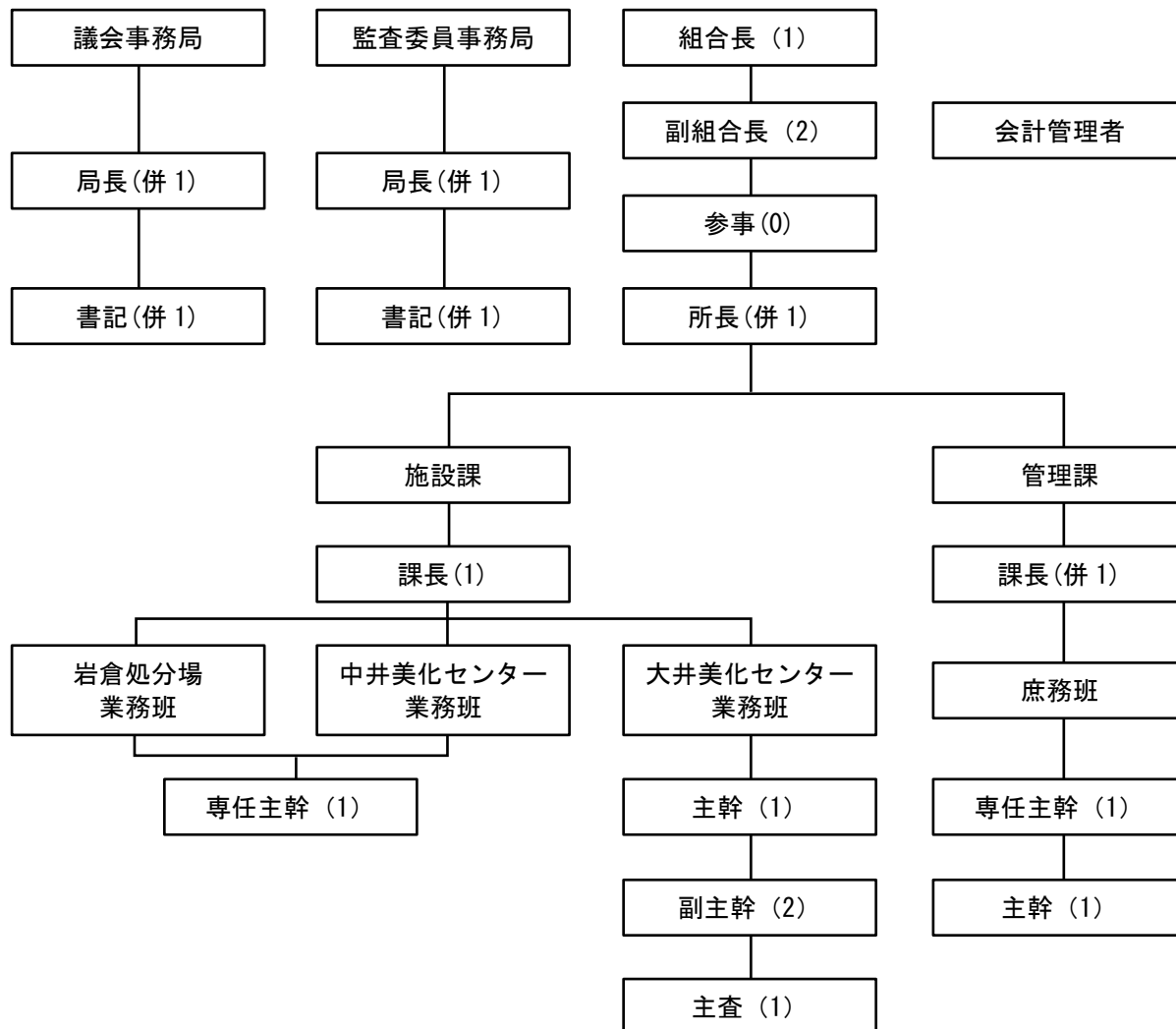
項目	内容
名 称	岩倉一般廃棄物最終処分場
所 在 地	足柄上郡中井町岩倉439番地
敷 地 面 積	11,523 m ²
埋 立 面 積	8,920 m ²
建 設 工 期	昭和60年7月着工, 昭和61年3月竣工
施 工	久保田鉄工株式会社
埋 立 場 所	山間
全 体 容 量	47,700 m ³
処 理 設 備	浸出液処理設備 (処理能力: 40m ³ /日)
処 理 方 式	生物処理+高度処理

出典：組合資料

3.3 運営

組合の運営組織を図 3.1 に示す。

図 3.1 組合の組織図



4. ごみ処理の現況及び課題

4.1 ごみ処理の現況

4.1.1 ごみ処理フロー

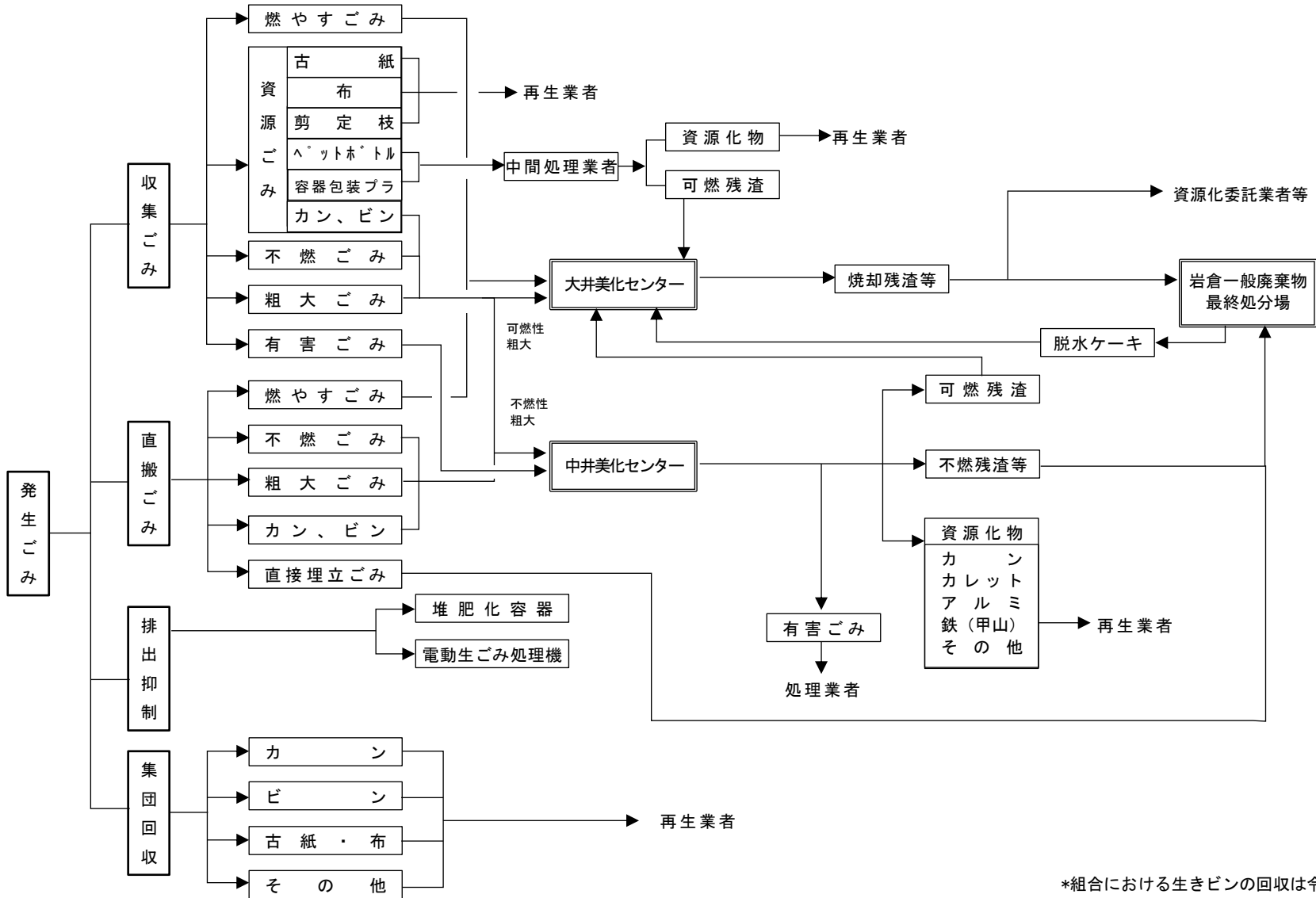
本町のごみ処理の流れを図 4.1 に示す。排出された廃棄物等は、燃やすごみ、粗大ごみ（可燃）は組合の大井美化センターへ、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）、カン、ビン類、有害ごみは中井美化センターに持ち込まれ処理されている。

岩倉一般廃棄物最終処分場では、大井美化センターより排出される焼却残渣、中井美化センターより排出される不燃残渣、直搬ごみの直接埋め立てごみが処分されている。

中井美化センターにおいて選別された資源類は、民間の事業者売却され、可燃残渣は大井美化センターで処理されている。有害ごみは、中井美化センターで一時保管後、専門の資源化処理会社にて委託処理されている。

ペットボトル、容器包装プラは、民間委託により中間処理され資源化されている。

図 4.1 ごみ処理フロー



*組合における生きビンの回収は令和2年5月で終了した。

4.1.2 ごみ処理の体制

本町におけるごみ処理体制を表 4.1 に示す。

ごみ処理は、組合による広域処理を行っており、中間処理は、組合の大井美化センターまたは中井美化センターで、最終処分は組合の岩倉一般廃棄物最終処分場等で行っている。

収集運搬は、すべて委託により実施している。

表 4.1 ごみ処理体制

業務・所掌 収集区分		収集運搬	中間処理	最終処分・売却
		大井町	組合/民間委託	
燃やすごみ		委託	大井美化センター	岩倉一般廃棄物最終処分場/ 資源化委託/ 最終処分委託
不燃ごみ		委託	中井美化センター	岩倉一般廃棄物最終処分場/ 委託業者
粗大ごみ（可燃性）		委託	大井美化センター	燃やすごみに 同じ
粗大ごみ（不燃性）		委託	中井美化センター	岩倉一般廃棄物最終処分場/ 委託業者
資源ごみ	古紙・布	委託	中間処理業者 （民間）	委託業者
	カン	委託	中井美化センター	委託業者
	ビン	委託	中井美化センター	委託業者
	ペットボトル	委託	中間処理業者 （民間）	委託業者*
	容器包装プラ	委託	中間処理業者 （民間）	委託業者*
有害ごみ		委託	中井美化センター	委託業者
剪定枝		直接搬入	—	—

*ペットボトル、容器包装プラの残渣は、大井美化センターで処理している。

4.2 ごみ処理の実績

4.2.1 種類別排出実績

表 4.2 にごみの種類別排出実績を、図 4.2 に種類別ごみ排出状況を示す。ごみの排出実績は、微減傾向を示しており、事業系ごみの割合が 17.6%である。

表 4.2 ごみの種類別排出実績

		単位：t/年				
年度		H27	H28	H29	H30	R1
一般廃棄物排出量		5,838	5,815	5,664	5,465	5,476
家庭ごみ (集団回収を除く)	燃やすごみ	4,759	4,705	4,600	4,500	4,513
	不燃ごみ	4,703	4,664	4,555	4,467	4,482
	資源ごみ	3,255	3,247	3,205	3,146	3,193
	古紙・布★	192	182	182	177	191
	ペットボトル	1,205	1,185	1,117	1,120	1,073
	容器包装プラ	712	688	672	650	600
	カン	54	54	54	54	54
	ビン	116	113	125	122	135
	剪定枝★	63	62	60	58	53
	有害ごみ	126	120	116	111	109
	粗大ごみ	134	148	90	125	122
	集団回収	6	5	6	6	5
	事業系ごみ	45	45	45	18	20
	燃やすごみ	56	41	45	33	31
	不燃ごみ	1,079	1,110	1,064	965	963
資源ごみ	1,013	1,034	988	921	926	
有害ごみ	5	5	4	3	3	
粗大ごみ	52	65	66	31	25	
人口(人)	0	0	0	0	0	
年間日数	9	6	6	10	9	
ごみ排出原単位(g/人・日)※	17,279	17,171	17,214	17,280	17,060	
家庭系ごみ原単位(g/人・日)※	366	365	365	365	366	
家庭系ごみの資源ごみ以外の原単位(g/人・日)	923	928	901	866	877	
事業系ごみ原単位(t/日)	753	751	732	713	723	
事業系ごみの資源ごみを除く排出原単位(t/日)	553	555	547	531	546	
直接資源化量(集団回収量+★)	2.95	3.04	2.92	2.64	2.63	
中間処理後再生利用量	2.81	2.86	2.73	2.56	2.56	
PETボトル・その他プラ	902	877	807	808	753	
不燃・粗大・カン・ビン・有害	505	466	507	487	521	
焼却灰の資源化	169	165	175	172	189	
総資源化量	292	258	288	272	266	
資源化率R'(灰の資源化を含む資源化率)	44	43	44	43	66	
資源化率R(灰の資源化を含まない資源化率)	1,407	1,343	1,314	1,295	1,274	
資源化率R'(灰の資源化を含む資源化率)	24.1%	23.1%	23.2%	23.7%	23.3%	
資源化率R(灰の資源化を含まない資源化率)	23.4%	22.4%	22.4%	22.9%	22.1%	

※ 集団回収を含む。ただし、「家庭ごみの資源ごみ以外の原単位」には、集団回収量を含まない。

★は直接資源化。

端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

図 4.2 種類別ごみ排出状況

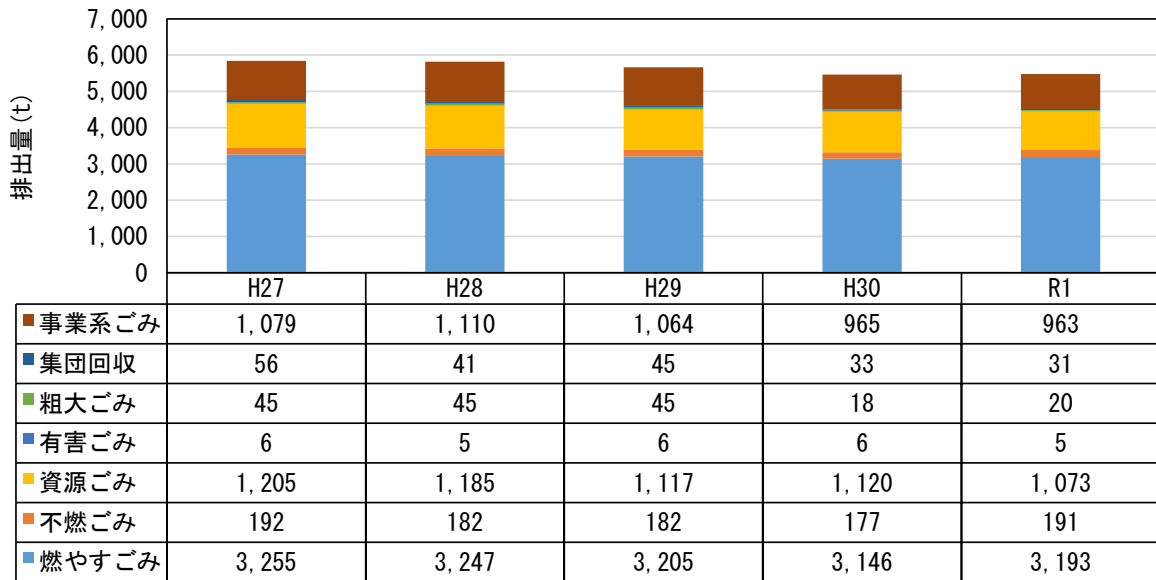


図 4.3 にごみの排出原単位の推移を、図 4.4 に家庭系ごみの排出原単位の推移を示す。排出原単位は、一人 1 日当たりのごみ排出量のことを指し、国や県においてごみ排出削減目標の設定に用いられる指標である。

本町では令和元年度において 877g/人・日である。家庭系ごみの排出原単位は、723g/人・日である。

図 4.5 に家庭系ごみの資源以外のごみ排出原単位を示す。

図 4.6 に事業系の資源以外のごみ排出原単位を示す。全体的に微減傾向にある。

図 4.3 ごみ排出原単位の推移

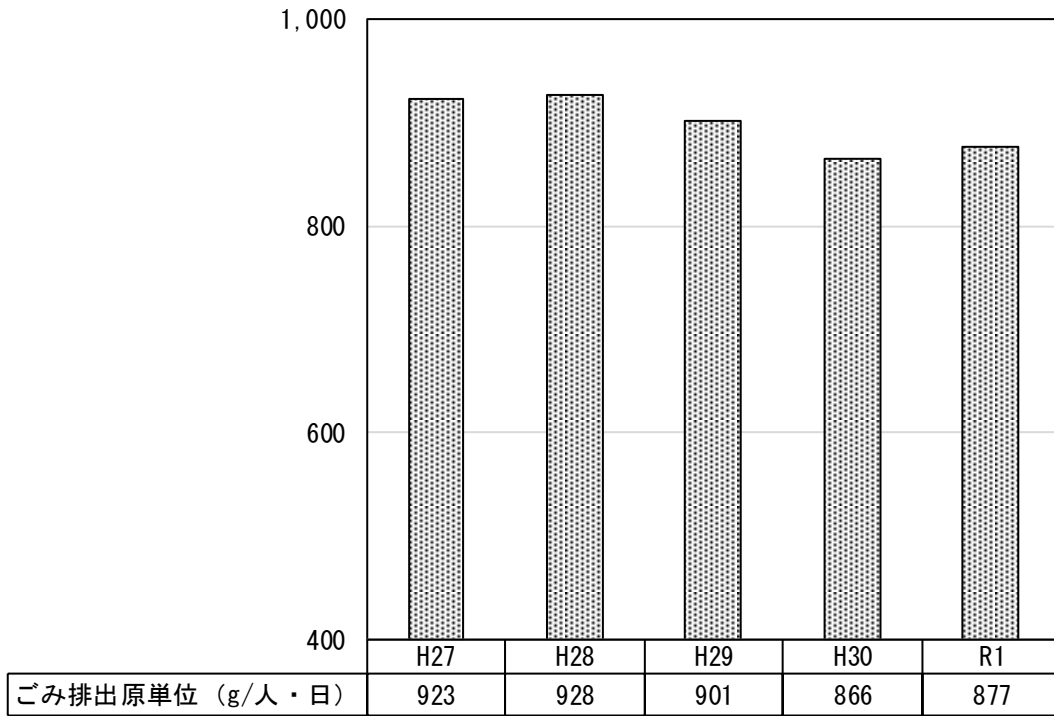


図 4.4 家庭系ごみ原単位の推移

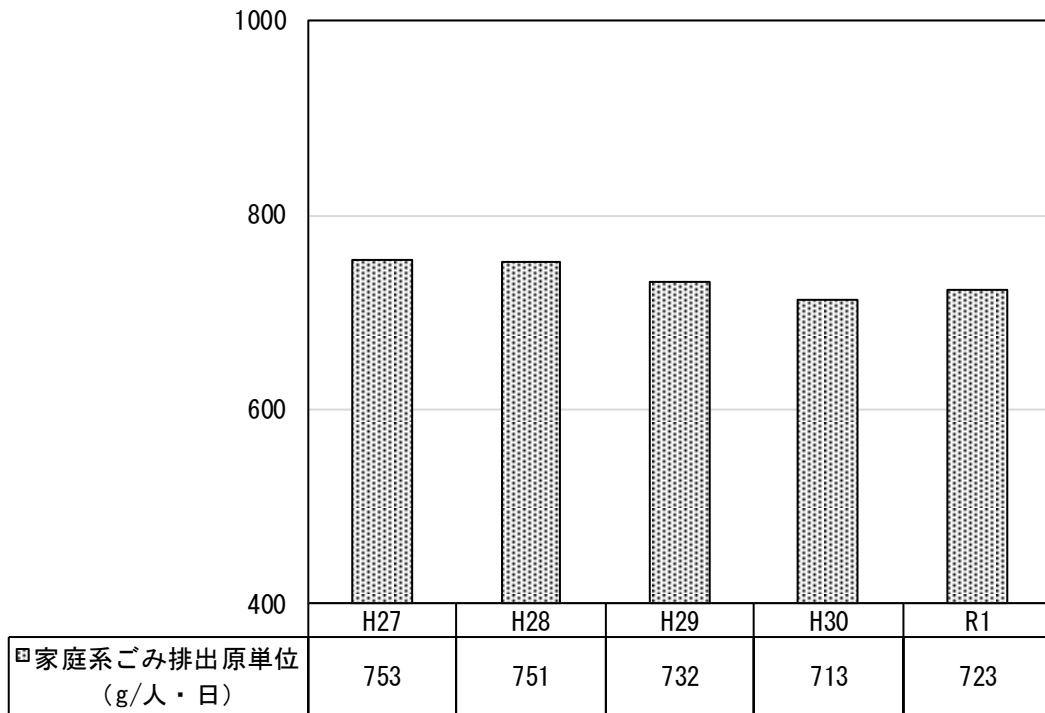


図 4.5 家庭系ごみの資源ごみ以外の原単位の推移

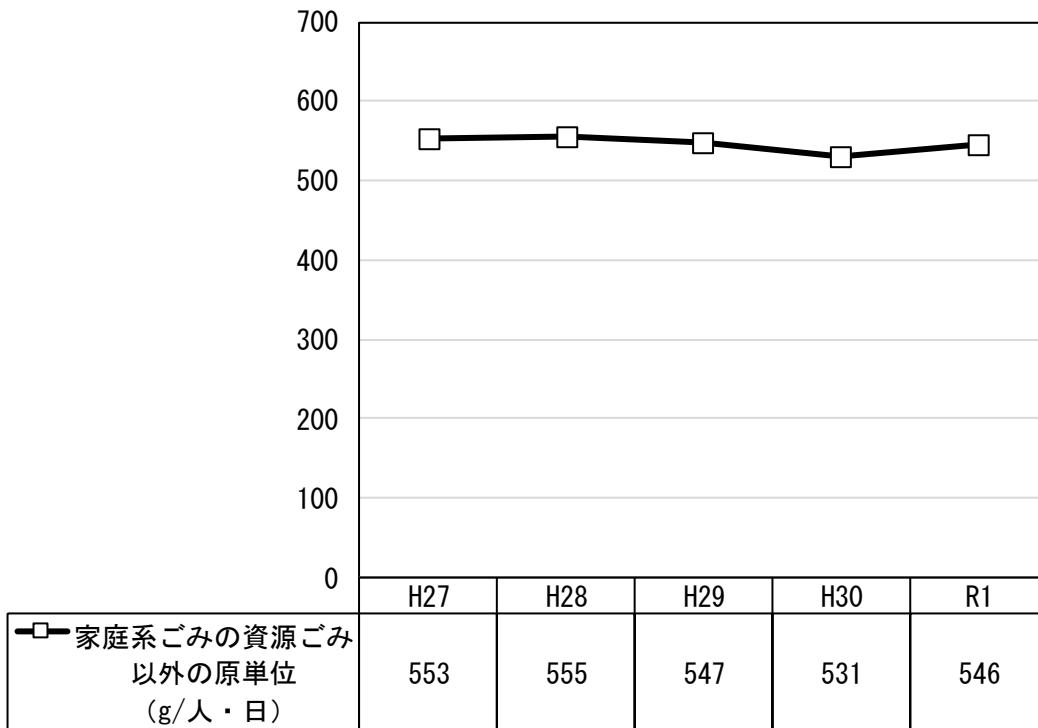
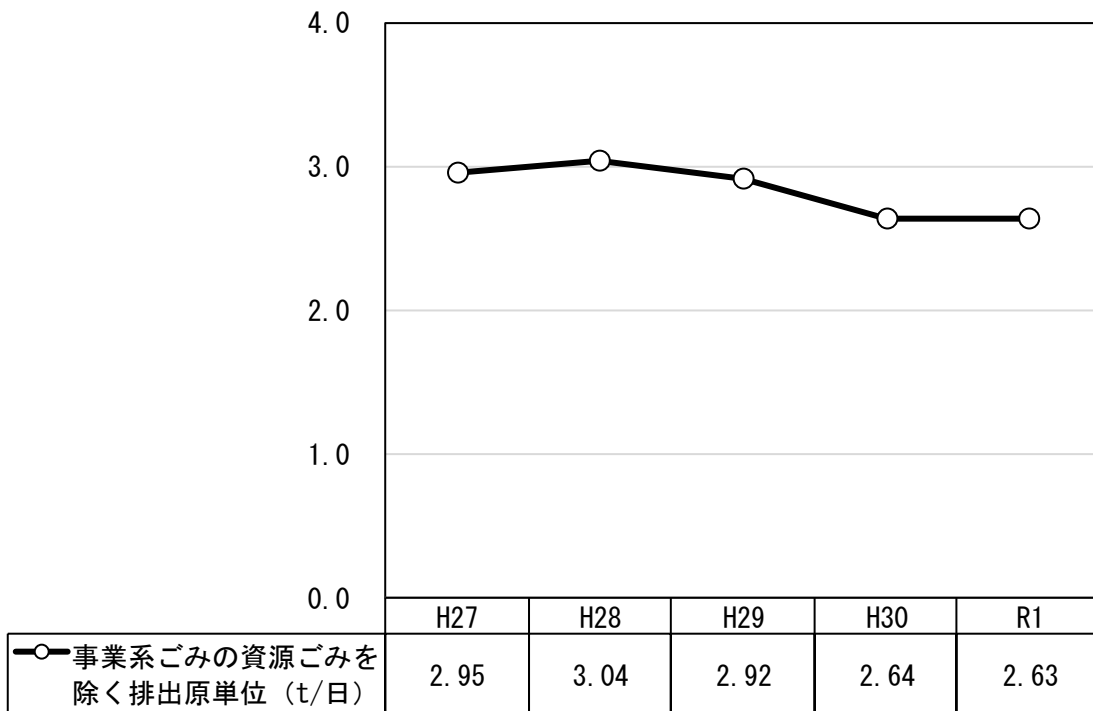


図 4.6 事業系ごみの資源ごみを除く 1 日当たり排出量の推移



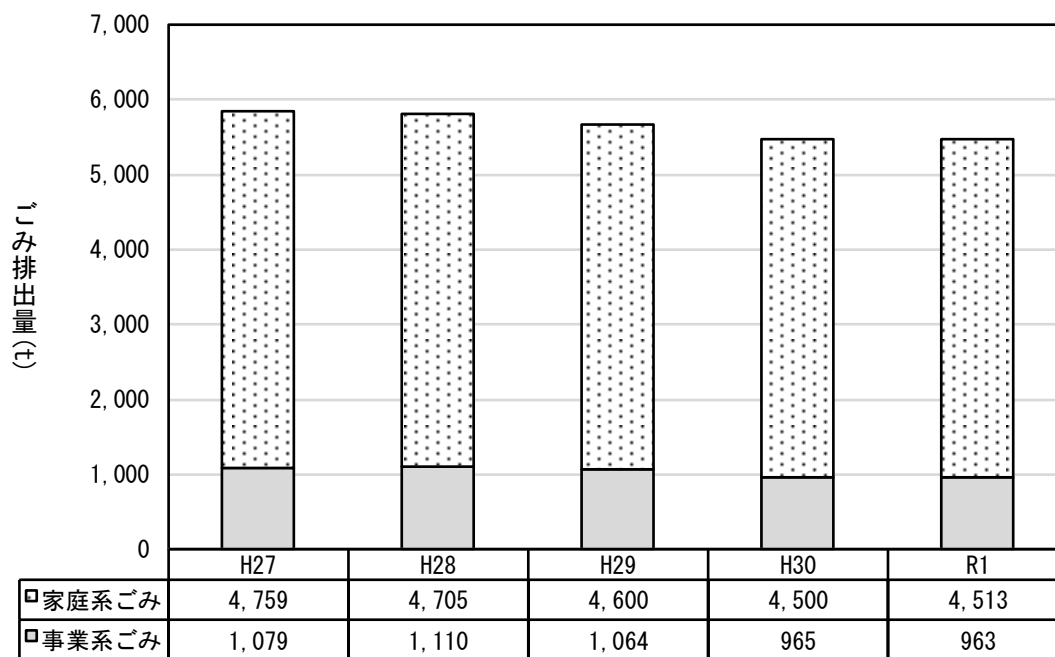
4.2.2 家庭系・事業系別排出実績

本町における家庭系・事業系排出実績を表 4.3、図 4.7 に示す。家庭系ごみ、事業系ごみとも減少傾向にある。特に、前項で示したとおり、排出原単位においても概ね減少傾向がみられることから、家庭などでのごみ削減の取り組みが進んでいるものと考えられる。

表 4.3 家庭系・事業系別排出実績

	(t/年)				
	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系ごみ	4,759	4,705	4,600	4,500	4,513
事業系ごみ	1,079	1,110	1,064	965	963

図 4.7 ごみ排出量の推移



4.2.3 処理実績

大井美化センターの処理実績を図 4.8 及び表 4.4 に、中井美化センターの処理実績を図 4.9 及び表 4.5 に示す。大井美化センターでは、本町の他に中井町と松田町の可燃ごみを毎年約 10,000t 程度を焼却しており、ここ数年は微減傾向にある。焼却残渣率は約 8%で推移している。中井美化センターは、過去 10 年で 2 割ほど処理量が減少しており、受入ごみの約 70%が資源化されている。

図 4.8 大井美化センターの処理実績の推移

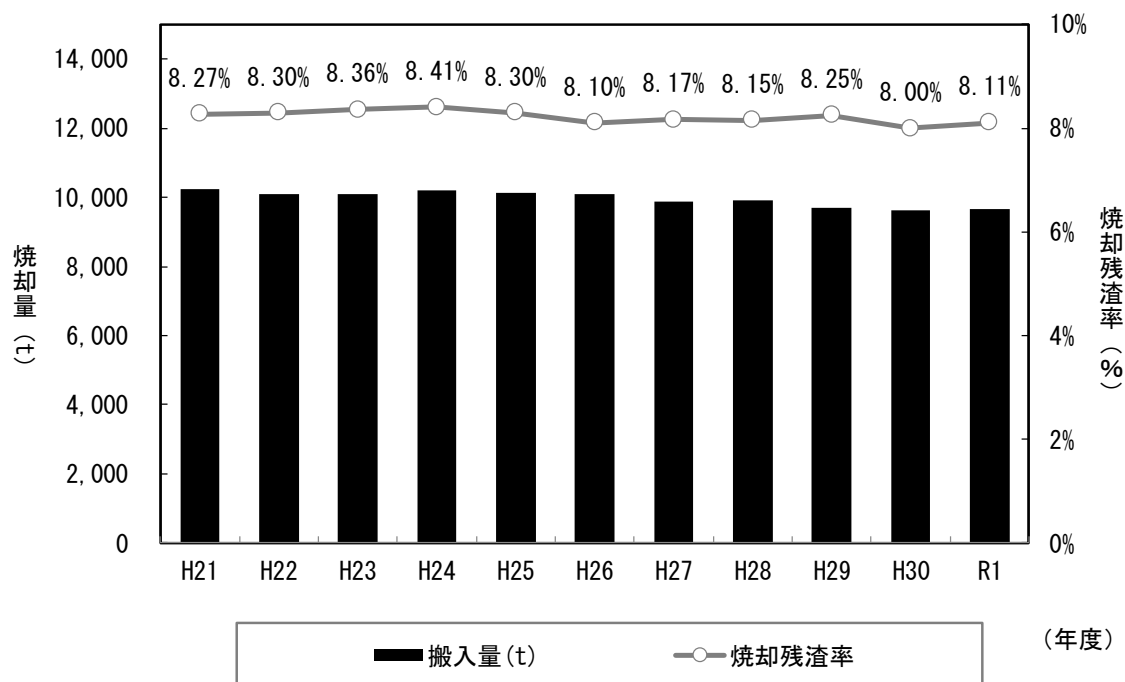


図 4.9 中井美化センターの処理実績の推移

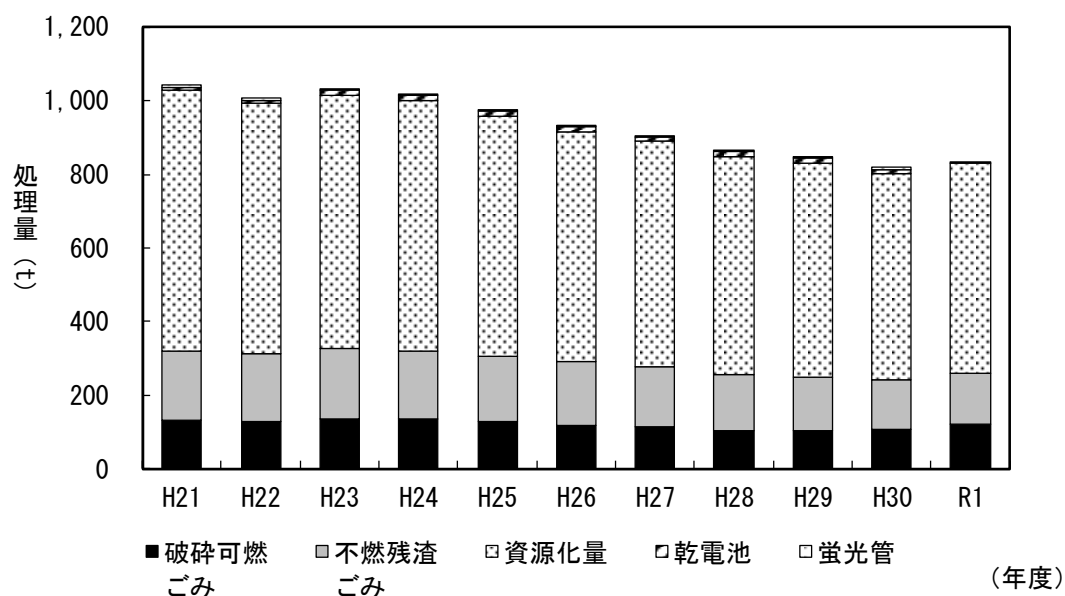


表 4.4 大井美化センターの処理実績

年度	搬入量 (t)							焼却量 (t)	焼却 残渣量 (t)	焼却 残渣率 (%)
	収集可燃 ごみ	直接搬入 可燃ごみ	中井美化 センター 可燃残渣	その他 注)	計	ペットボトル、 トレ、その他 プラスチック	合 計			
H21	7,917.13	2,188.80	130.07	2.78	10,238.78	380.82	10,619.60	10,260.90	848.81	8.27
H22	7,749.00	2,214.00	128.00	2.00	10,093.00	384.00	10,477.00	10,104.00	835.00	8.30
H23	7,766.72	2,174.51	136.16	1.56	10,078.95	375.97	10,454.92	10,043.67	840.02	8.36
H24	7,767.05	2,295.99	134.37	1.30	10,198.71	373.89	10,572.60	10,193.19	857.04	8.41
H25	7,681.20	2,303.12	126.88	1.14	10,112.34	375.71	10,488.05	10,105.56	838.43	8.30
H26	7,532.35	2,445.24	118.02	1.13	10,096.74	369.29	10,466.03	10,106.58	818.94	8.10
H27	7,400.85	2,352.91	112.75	1.71	9,868.22	371.46	10,239.68	9,889.98	807.52	8.17
H28	7,388.64	2,410.64	103.61	3.56	9,906.45	366.21	10,272.66	9,916.35	808.51	8.15
H29	7,243.04	2,329.95	102.65	8.36	9,684.00	375.56	10,059.56	9,668.14	797.51	8.25
H30	7,221.54	2,279.61	108.47	7.53	9,617.15	377.78	9,994.93	9,630.99	770.31	8.00
R1	7,213.65	2,305.66	119.70	5.28	9,644.29	389.90	10,034.19	9,625.74	780.83	8.11

注) 排水処理施設から発生する脱水ケーキとその他プラスチック製容器包装選別残渣を含む

表 4.5 中井美化センターの処理実績

年度	破碎可燃 ごみ(t)	不燃残渣 ごみ(t)	資源化量(t)								乾電池 (t)	蛍光管 (t)	合計 (t)
			カレット	生びん	プレスC	プレスB	アルミ	甲山	その他	計			
H21	130.07	191.07	294.48	26.99	99.27	61.90	57.42	96.51	72.61	709.18	6.14	5.93	1,042.39
H22	128.40	183.87	284.14	25.27	96.46	61.05	56.78	88.28	68.27	680.25	8.38	6.08	1,006.98
H23	136.16	192.24	281.57	24.21	97.79	60.82	56.76	92.73	71.96	685.84	12.98	5.50	1,032.72
H24	134.37	185.82	282.79	24.70	93.39	63.09	57.24	90.18	68.47	679.86	13.99	5.74	1,019.78
H25	126.88	177.45	279.98	22.71	87.71	58.29	56.71	82.04	67.03	654.47	12.14	4.85	975.79
H26	118.02	172.88	275.20	18.19	79.39	55.80	56.29	80.00	60.71	625.58	12.28	4.62	933.38
H27	112.75	164.34	279.65	13.62	68.56	55.87	57.29	76.59	60.27	611.85	12.16	4.78	905.88
H28	103.61	150.77	278.30	4.73	63.21	49.90	65.29	75.81	58.00	595.24	12.71	4.34	866.67
H29	102.65	146.25	268.20	4.77	58.68	48.67	64.82	79.13	58.27	582.54	12.57	4.32	848.33
H30	108.47	133.97	261.11	4.37	53.03	45.57	64.94	82.07	47.95	559.04	12.60	4.59	818.67
R1	119.70	140.44	251.21	4.64	48.13	51.30	68.21	82.66	64.21	570.36	14.02	4.06	848.58

※中井美化センターにおける生びんの回収は、令和2年5月で終了。

4.2.4 最終処分実績

(1) 岩倉一般廃棄物最終処分場

岩倉一般廃棄物最終処分場の処分実績を図 4.10 及び表 4.6 に示す。最終処分量は徐々に減少している。大井美化センターの焼却灰、飛灰で埋立量の約 8 割を占め、残りは中井美化センターの不燃残渣である。

図 4.10 岩倉一般廃棄物最終処分場の処分実績の推移

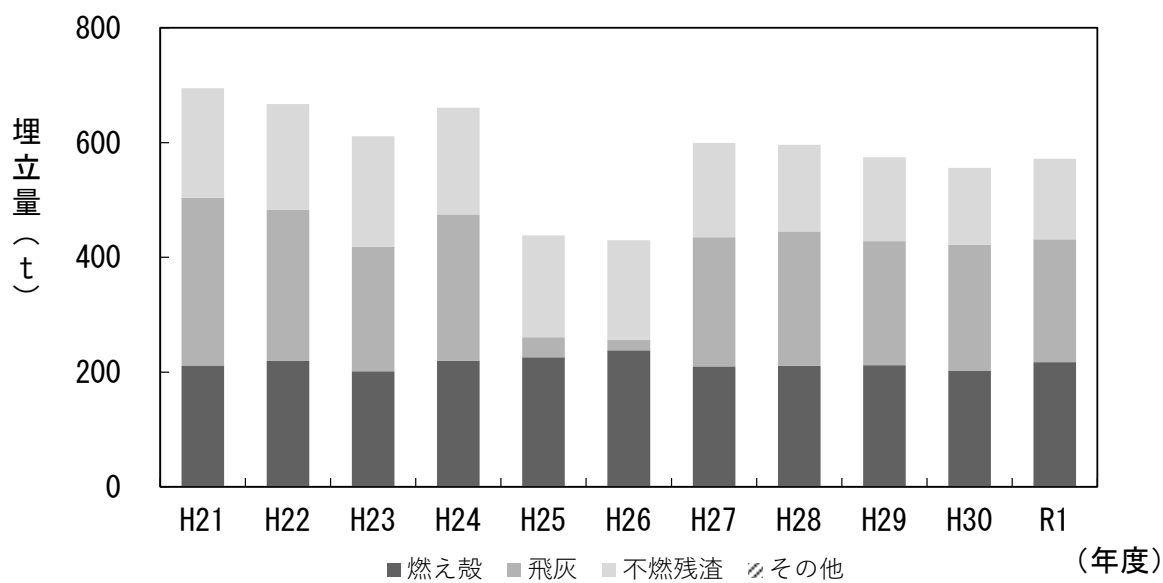


表 4.6 岩倉一般廃棄物最終処分場の処分実績

(t/年)

年度	岩倉処分場							埋立 残渣計	大井 処分場	埋立残渣 量合計
	各町	大井美化			中井美化					
		燃え殻	飛灰	小計	不燃残渣	その他	小計			
H21	0.00	211.35	292.42	503.77	191.07	0.00	191.07	694.84	0.00	694.84
H22	0.00	219.46	263.82	483.28	183.87	0.00	183.87	667.15	0.00	667.15
H23	0.00	201.17	217.56	418.73	192.24	0.00	192.24	610.97	0.00	610.97
H24	0.00	220.14	254.69	474.83	185.82	0.00	185.82	660.65	0.00	660.65
H25	0.00	225.65	35.30	260.95	177.45	0.00	177.45	438.40	0.00	438.40
H26	0.00	237.65	18.94	256.59	172.88	0.00	172.88	429.47	0.00	429.47
H27	0.00	209.85	225.08	434.93	164.34	0.00	164.34	599.27	0.00	599.27
H28	0.00	211.10	234.24	445.34	150.77	0.00	150.77	596.11	0.00	596.11
H29	0.00	211.92	216.08	428.00	146.25	0.00	146.25	574.25	0.00	574.25
H30	0.00	202.00	219.81	421.81	133.97	0.00	133.97	555.78	0.00	555.78
R1	0.00	217.46	214.05	431.51	140.44	0.00	140.44	571.95	0.00	571.95

(2) 処分委託

組合では、岩倉一般廃棄物最終処分場の延命化を目的に焼却灰等の一部を対象に外部処理委託を行っている。外部処理委託量の推移は、表 4.7 に示すとおりである。なお、中央電気工業（株）では、溶融による資源化を行い、（株）ウィズウェイストジャパンでは、最終処分が行われている。

表 4.7 焼却灰等の外部処理委託量

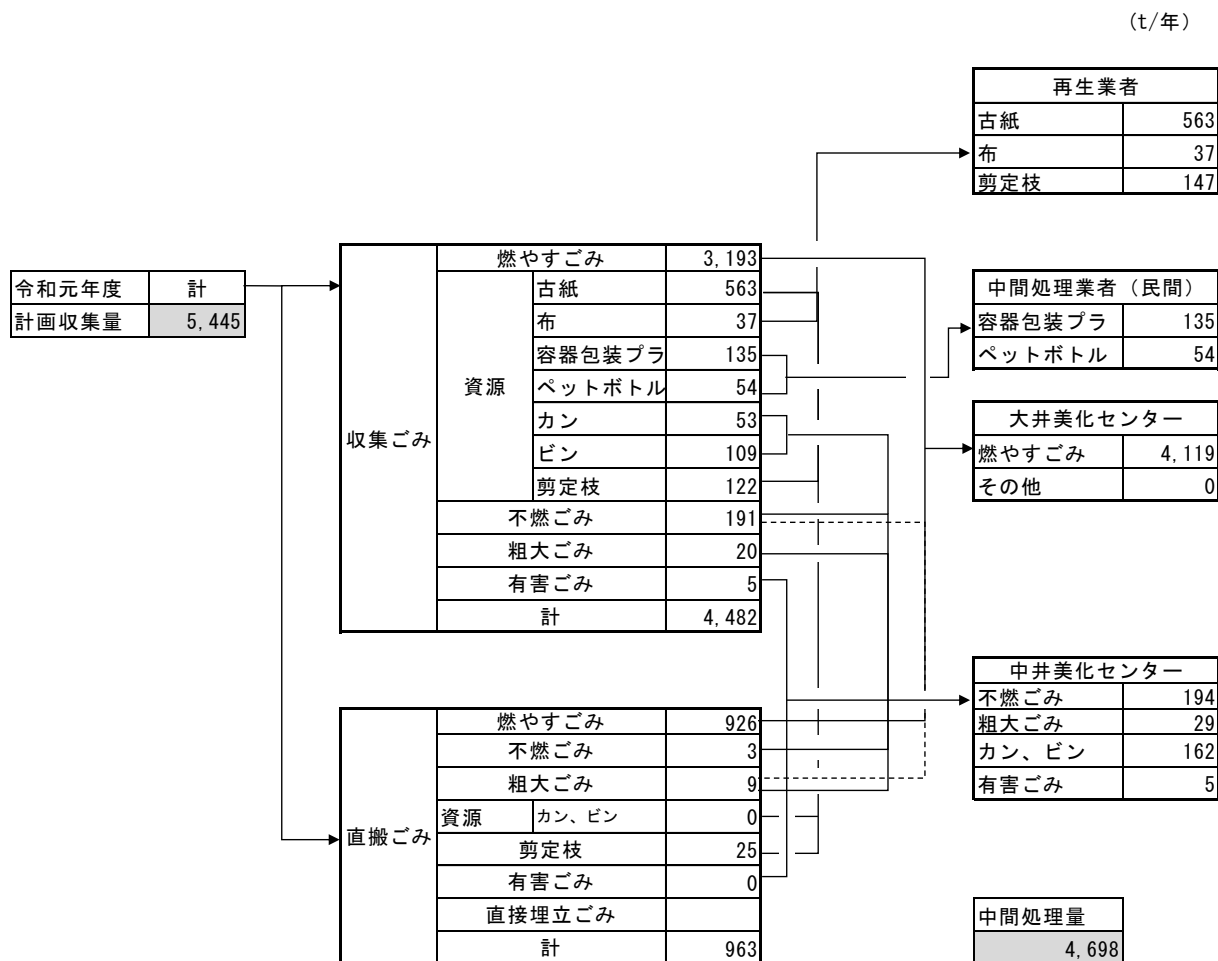
(t/年)

年度	中央電気工業(株)	(株)ウィズウェイストジャパン
H21	399.74	—
H22	300.24	99.96
H23	300.12	199.7
H24	300.68	98.83
H25	298.24	299.46
H26	235.6	359.95
H27	99.84	298.95
H28	96.76	299.35
H29	99.8	298.91
H30	98.26	298.5
R1	150.36	249.84

4.2.5 令和元年度ごみ収支フロー

図 4.11 に本町におけるごみ収支フローを示す。

図 4.11 令和元年度におけるごみ処理収支フロー



点線は可燃性粗大ごみを示す。

4.2.6 ごみの性状

本町ではごみの性状の調査を実施していないことから、組合のピットごみの組成を表 4.8 に示す。

表 4.8 組合のごみ組成（令和元年度実績）

測定年月日		単位	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均
			令和元年 6 月 7 日	令和元年 9 月 24 日	令和元年 12 月 2 日	令和 2 年 3 月 5 日	
天候		—	雨	晴	雨	晴	—
気温		℃	18.2	28.0	15.8	11.5	18.4
種類組成	紙・布類	%	42.9	48.0	36.0	36.9	41.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	24.8	33.9	22.2	22.1	25.8
	木・竹・わら類	%	16.5	9.8	13.0	8.9	12.1
	ちゅう芥類	%	14.5	5.5	25.5	23.0	17.1
	不燃物類	%	0.4	2.3	2.4	8.7	3.5
	その他	%	0.9	0.5	0.9	0.4	0.7
単位容積重量		kg/m ³	220	210	230	240	225
3成分	水分	%	60.1	47.5	63.4	55.0	56.5
	灰分	%	5.5	6.2	4.8	7.4	6.0
	可燃分	%	34.4	46.3	31.8	37.6	37.5
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	4,970	7,530	4,400	5,700	5,650
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	5,100	8,680	3,930	5,590	5,825

4.2.7 ごみ処理費用

ごみ処理経費の内訳と推移を表 4.9 に示す。

表 4.9 ごみ処理経費の内訳と推移

(千円)

歳出		H27	H28	H29	H30	R1		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0		
	分担金除く	0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	0	0	0	0	0	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	77,703	79,492	86,482	91,520	94,649	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)	103,877	103,990	103,449	103,681	103,892		
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	小計	181,580	183,482	189,931	195,201	198,541		
	分担金除く	77,703	79,492	94,649	91,520	94,649		
その他	0	0	0	0	0			
合計	181,580	183,482	189,931	195,201	103,892			
	分担金除く	77,703	79,492	86,482	91,520	94,649		

4.3 ごみ処理の評価

4.3.1 前計画の目標達成状況

表 4.10 に前計画の目標と令和元年度実績を示す。家庭系ごみ排出原単位と事業系の資源ごみ以外の排出原単位は目標を達成しており、家庭系ごみの資源ごみ以外の排出源単位は未達成である。

表 4.10 前計画の目標と R1 年度実績

項目	前計画の目標	実績	達成状況
家庭系ごみ排出原単位 (g/人・日)	753	723	○
家庭系ごみの資源ごみ以外の排出原単位 (g/人・日)	466	546	×
事業系の資源ごみ以外の排出原単位 (t/日)	3.08	2.63	○

○：達成、×：未達成

4.3.2 国・県の目標との比較

表 4.11 に国、県の目標値と実績との比較を示す。国、県の目標は、あくまで国全体、県全体の値としての目標設定であり、各地域の特性を考慮すると必ずしも必達というわけではないが、参考となる指標として掲載する。

排出量、家庭系ごみ排出量においても本町における減量化は進んでいるものの、国や県の目標値の達成を求めた場合、さらなる上積みが求められている状況にある。

また、再生利用率についても上積みのためには新たな資源化施策の実施が求められる状況にある。

表 4.11 国、県の目標と実績の比較

項目	国の目標*1 (令和 2 年度)	県の目標*2 (令和 3 年度)	実績 (令和元年度)
排出量	12%減 (平成 24 年度比)	—	6,010t→5,476t (8.9%減)
(家庭系ごみ排出量)	500g/人・日	664g/人・日	723g/人・日
再生利用率*3	27%	31%	23.3%
最終処分量	14%減 (平成 24 年度比)	—	—

*1 国の目標は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（H28.1.21 環境省告示第 7 号）による。

*2 県の目標は、「神奈川県循環型社会づくり計画」による。

*3 組合の灰の資源化を含む率。

*4 再生利用率は、組合における資源化を含んだ率。

*5 組合における最終処分量は、令和元年度実績で 822t（平成 24 年度比で 8.2%増）である。

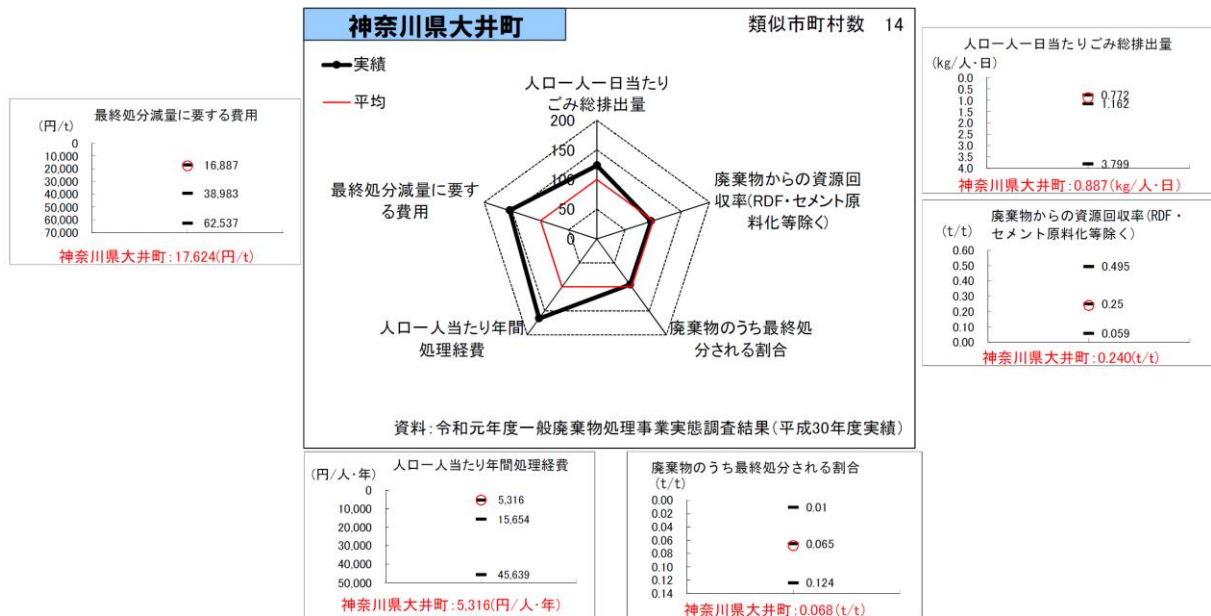
4.3.3 環境省のシステム評価ツールによる分析

環境省では、一般廃棄物処理基本計画を策定する自治体を対象に、自らの自己分析となりうるツールとして、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を公表している。本計画における評価項目は、他自治体との数値も把握する必要があることから、平成30年度の実績値（一般廃棄物処理実態調査結果）に基づくデータにより、構成町の位置づけを示す。

比較対象自治体は、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村である。

本町は、人口1人1日あたりごみ総排出量、一人あたり年間処理経費、最終処分減量に要する費用において良好な指標が得られている。一方、最終処分される割合と廃棄物からの資源回収率は類似自治体と比べ平均的である。

図 4.12 一般廃棄物処理システム比較分析結果



4.4 ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の課題は、次のとおりである。

- ① 家庭系ごみの排出量、事業系ごみの排出量ともに減少傾向であるが、さらなる減量化が求められている。
- ② 家庭系ごみの排出原単位と組成から、さらなる資源ごみの分別が可能と考えられるため、町民に分別の徹底を求める必要がある。

5. ごみ処理行政の動向

5.1 国の施策

国が廃棄物処理法に基づき定める、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、国の施策目標として、表 5.1 に示す目標を設定している。

表 5.1 国の一般廃棄物の減量化の目標量（目標年度：令和 2 年度）

一般廃棄物排出量	平成 24 年度比で 12%削減
再生利用量	27%
最終処分量	平成 24 年度比で 14%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	500g
その他の目標 (いずれも平成 30 年度までに)	食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査自治体数：200 市町村 特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が回収義務を有さないものの回収体制の構築：100% 使用済小型電子機器等の再生のための回収自治体の割合：80%

特に、一般廃棄物処理の分野における新たな重要事項を以下に示す。

- 食べきりの推進などの食品ロス削減の推進（令和 2 年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行）。
- 環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。
- 他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進。
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革。
- 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。
- 中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していく。
- いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行う。
- 各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定。
- 平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。

また、これとは別に国で定める「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な社会づくりとの統合的取組として以下を定めている。

- 地域循環圏づくりに向けエネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める。
- 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化。
- 適正処理の更なる推進と環境再生。
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進。
- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環。

5.2 神奈川県の実策

神奈川県では、「神奈川県循環型社会づくり計画（平成 29 年 3 月改定）」において、表 5.2 に示す一般廃棄物に関する目標を設定している。

表 5.2 神奈川県の一般廃棄物の減量化の目標量（目標年度：令和 3 年度）

項目	目標値（令和 3 年度）	H26 年度実績
目標 1 生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	664g/人・日	681g/人・日
目標 3 一般廃棄物の再生利用率	31%	25.70%

※目標 2 は、「事業活動による廃棄物の県内 GDP あたりの排出量」のため割愛。

また、平成 29 年 3 月の改定に際し、施策の基本的な方向「廃棄物ゼロ社会」を目指して、引き続き、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定されて、新たに以下の政策を取り入れている。

5.2.1 地球温暖化対策

神奈川県地球温暖化対策計画に掲げた 2030(令和 12)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を 2013(平成 25)年度比で 27%削減する目標の達成に向け、廃棄物部門においても、焼却等を抑制するための 3Rを一層推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進している。

5.2.2 食品廃棄物対策

一般家庭、食品小売業、外食産業から排出される食品ロスを削減する対策等を促進するとともに、フードチェーン全体における自主的な再生利用の取組を促進している。

5.2.3 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

また、県では廃棄物に係る計画として、2016(平成 28)年 8 月に「第 8 期神奈川県分別収集促進計画」、2017(平成 29)年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を新たに策定している。

6. ごみ処理基本計画

6.1 基本理念

本町は、ごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおりとする。

**町民、行政、事業者の一体的な取り組みにより、
SDGsを踏まえた持続可能な資源循環型社会の構築を目指す**

6.2 基本方針

本町は、ごみ処理基本計画における基本方針を次のとおり掲げる。

- ① 3Rの考え方と優先順位（①リデュース②リユース③リサイクル）に基づき、ごみの発生抑制と再使用を優先した社会づくりを推進する。
- ② 町民は、ごみの排出を可能な限り抑制するライフスタイルを身につけ実践するとともに環境保全への意識の高揚を図る。
- ③ 事業者は、企業の社会的責任に基づき、個人及び組織的にごみの減量と資源化に取り組むとともに町内の社会活動を通じ町の環境保全に協力する。
- ④ 行政は、町民及び事業者のごみ減量や再資源化を指導ならびに支援するとともに循環型社会の構築に資する各種取組を実施することで地域の生活環境の保全に努める。

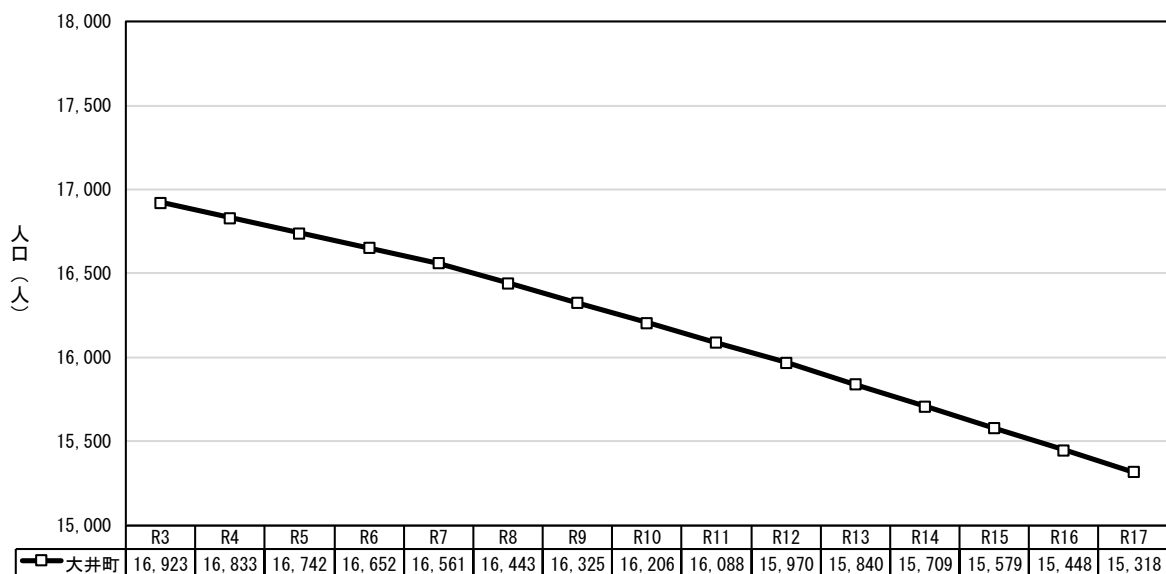
6.3 ごみの排出量の見込み

6.3.1 人口及び事業活動等の将来予測

(1) 人口

図 6.1 に本町の将来人口の見通しを示す。各町とも少子高齢化に伴い人口は減少していく見込である。

図 6.1 将来人口の見通し



(2) 事業活動等

事業活動等の将来予測は、新型コロナウイルスの流行等により先行きが不透明であることから、現状推移を前提とした。

6.3.2 ごみ排出量の将来推計

本町のごみ排出量の将来推計を表 6.2 および図 6.2 に示す。推計方法は、次のとおりである。

(1) ごみ量の予測について

ごみ量の予測は、以下のとおり実施しました。

- ① ごみ量の実績値とごみ量に影響があると考えられる基礎データ（人口、事業所数等）を把握する。
- ② 過年度の家庭系ごみ、事業系ごみの原単位を求める。本推計は、以下のとおりとしている。事業系ごみについては、事業所数等を考慮する場合もあるが、今回は 1 日当たりのごみ排出量を利用する。

家庭系ごみ原単位：1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）

事業系ごみ原単位：1 日当たりのごみ排出量（t/日）

- ③ 原単位の将来推計は、過年度の傾向を回帰分析（曲線あてはめ）により関数を定め、適切な関数を選択しそれを将来の原単位として採用する（詳細は、(2)原単位の推計についてを参照）。
- ④ 原単位の将来推計に基づき、以下のとおり将来ごみ量を算出する。これを令和 2 年度から目標年度の令和 17 年度まで実施する。

家庭系ごみ：原単位×将来推計人口×年間日数

事業系ごみ：原単位×年間日数

(2) 原単位の推計について

原単位の推計にあたり、今回は過去5年分の実績値を用いた。表6.1に示す6通りの予測式を用いて推計し、最も実現性の高い推計値を検討した。

表 6.1 原単位算出に用いた推計式一覧

推計式の名称	推計式	特徴
直線式	$y=a+b\cdot x$	実績値の増減率を継続させる式であり、増減傾向は一定となる。現在の傾向が継続することを前提とするため、長期の予測では、予測結果が過大になることもある。
二次式 (二次関数式)	$y=a+b\cdot x^2+c\cdot x$	放物線状のグラフとなる式で、実績値あるいは予測値に極端な値を含む場合には傾きが反転する。増減傾向は急激であり、実績値の変動傾向を極端に反映した予測になりやすい。
指数式	$y=a\cdot b^x$ ($a>0, b>0$)	実績値の増減率を一定の比率で変化させる式であり、実績値のばらつきが少ない場合においてよく適合する。多くの場合は増減率が徐々に大きくなる。
べき乗式	$y=a\cdot x^b$ ($a>0, b>0$)	指数式と同様に増減率が徐々に大きくなる。実績値が増加し続ける条件で最も当てはまりが良いとされている。減少傾向の場合には、推計結果が得られないことがある。
ロジスティック式	$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$ ($a>0, b>0$)	生物個体数の変化を表すモデルとして考察された式であり、成長曲線とも呼ばれる。次第に増減率は抑制され、最終的には一定値(飽和値)に収束していく。
過去5年間の平均値	—	過去5年間の実績値の平均。

表 6.2 ごみ排出量の将来推計

単位：t/年

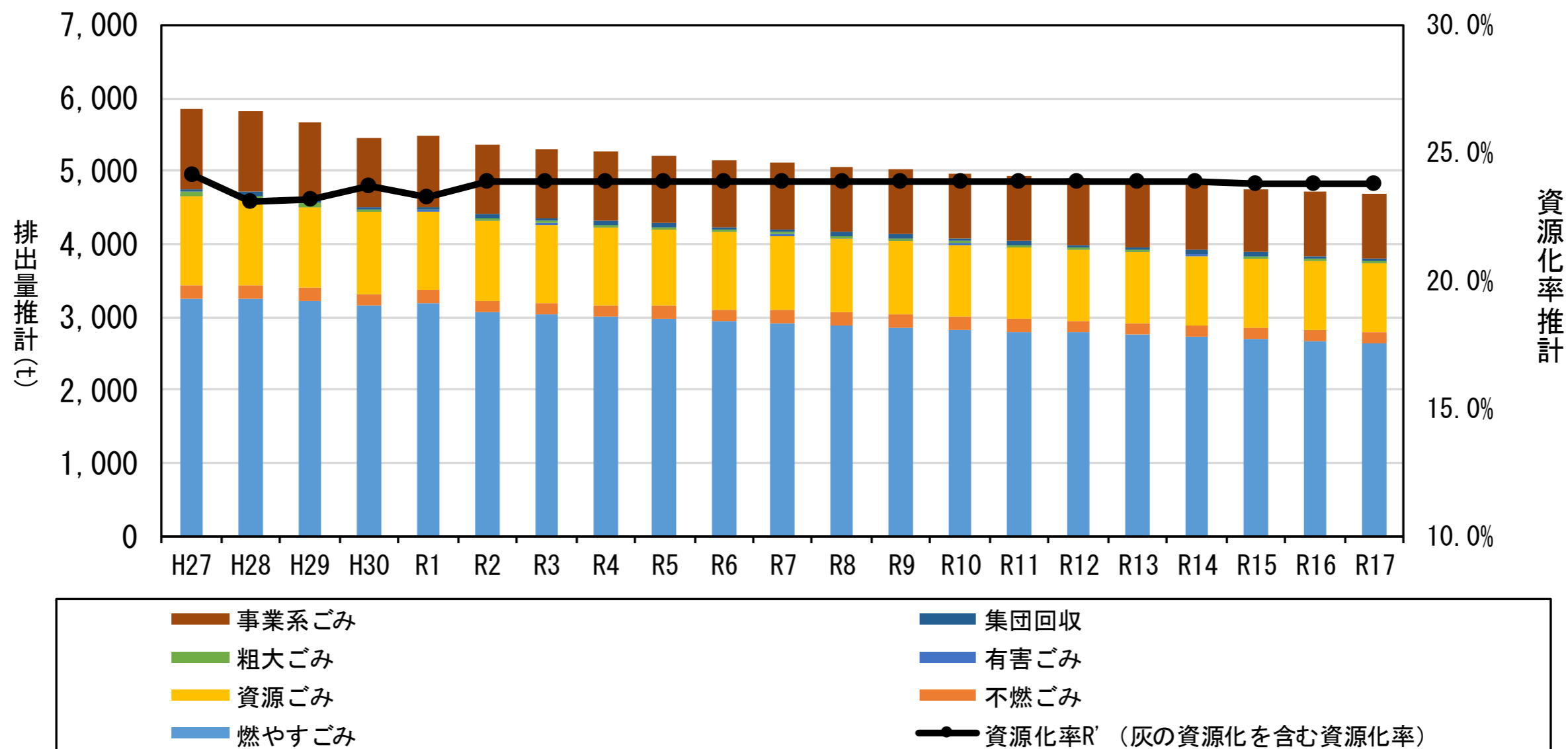
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
一般廃棄物排出量	5,838	5,815	5,664	5,465	5,476	5,403	5,343	5,293	5,256	5,196	5,153	5,104	5,072	5,011	4,968	4,923	4,891	4,833	4,791	4,747	4,718
家庭ごみ	4,759	4,705	4,600	4,500	4,513	4,436	4,390	4,348	4,319	4,269	4,233	4,191	4,161	4,109	4,070	4,032	4,002	3,950	3,911	3,871	3,843
(集団回収を除く)	4,703	4,664	4,555	4,467	4,482	4,395	4,349	4,307	4,278	4,228	4,192	4,150	4,120	4,068	4,029	3,991	3,961	3,909	3,870	3,830	3,802
燃やすごみ	3,255	3,247	3,205	3,146	3,193	3,056	3,024	2,995	2,975	2,940	2,915	2,886	2,865	2,829	2,801	2,775	2,754	2,718	2,691	2,663	2,644
不燃ごみ	192	182	182	177	191	176	174	172	171	169	168	166	165	163	161	160	159	157	155	153	152
資源ごみ	1,205	1,185	1,117	1,120	1,073	1,086	1,074	1,064	1,057	1,044	1,035	1,025	1,018	1,005	995	986	978	966	956	946	939
古紙・布★	712	688	672	650	600	633	626	620	616	608	603	597	593	586	580	575	570	563	557	551	547
ペットボトル	54	54	54	54	54	51	51	50	50	49	49	49	48	48	47	47	46	46	45	45	44
容器包装プラ	116	113	125	122	135	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	102	101	101
カン	63	62	60	58	53	56	56	55	55	54	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49
ビン	126	120	116	111	109	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96
剪定枝★	134	148	90	125	122	118	117	116	115	113	112	111	111	109	108	107	106	105	104	103	102
有害ごみ	6	5	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	45	45	45	18	20	33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	30	30	29	29	29	29
集団回収	56	41	45	33	31	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
事業系ごみ	1,079	1,110	1,064	965	963	967	953	945	937	927	920	913	911	902	898	891	889	883	880	876	875
燃やすごみ	1,013	1,034	988	921	926	911	898	890	883	874	867	860	858	850	846	840	838	832	829	825	825
不燃ごみ	5	5	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
資源ごみ	52	65	66	31	25	45	44	44	43	43	42	42	42	42	41	41	41	41	41	40	40
有害ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	9	6	6	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
人口(人)	17,279	17,171	17,214	17,280	17,060	17,014	16,923	16,833	16,742	16,652	16,561	16,443	16,325	16,206	16,088	15,970	15,840	15,709	15,579	15,448	15,318
年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
ごみ排出原単位(g/人・日)※	923	928	901	866	877	870	865	861	858	855	852	850	849	847	846	845	844	843	843	842	842
家庭系ごみ原単位(g/人・日)※	753	751	732	713	723	714	711	708	705	702	700	698	696	695	693	692	690	689	688	687	685
事業系ごみ原単位(t/日)	2.95	3.04	2.92	2.64	2.63	2.65	2.61	2.59	2.56	2.54	2.52	2.50	2.49	2.47	2.46	2.44	2.43	2.42	2.41	2.40	2.39
直接資源化量(集団回収量+★)	902	877	807	808	753	792	784	777	772	762	756	749	745	736	729	723	717	709	702	695	690
中間処理後再生利用量	505	466	507	487	521	497	493	487	485	479	476	471	468	462	457	454	450	445	439	435	432
PETボトル・その他プラ	169	165	175	172	189	165	164	162	161	159	158	157	155	154	152	151	149	148	145	144	143
不燃・粗大・カン・ビン・有害	292	258	288	272	266	269	267	263	262	259	257	254	253	249	247	245	243	240	238	235	234
焼却灰の資源化	44	43	44	43	66	64	63	62	62	61	61	60	60	59	58	58	58	57	56	56	56
総資源化量	1,407	1,343	1,314	1,295	1,274	1,289	1,277	1,264	1,257	1,241	1,232	1,220	1,213	1,198	1,186	1,177	1,167	1,154	1,141	1,130	1,122
資源化率R'(灰の資源化を含む資源化率)	24.1%	23.1%	23.2%	23.7%	23.3%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.8%	23.8%	23.8%
資源化率R(灰の資源化を含まない資源化率)	23.4%	22.4%	22.4%	22.9%	22.1%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.7%	22.6%	22.6%	22.6%

※ 集団回収を含む。

★は直接資源化。

端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

図 6.2 ごみ排出量の将来推計(グラフ)



6.4 計画目標

ごみの排出量の将来推計に基づき、表 6.3 に示す計画目標を定める。各計画目標の推計値と目標値の関係は、ごみ排出原単位と家庭系ごみ排出原単位の推計値と目標値を図 6.3 に、事業系ごみ日排出量の推計値と目標値を図 6.4 に、資源化率の推計値と目標値を図 6.5 に示す。令和 17 年度までにごみ排出原単位は 805g/人・日、資源化率は 24.0%を目指す。

表 6.3 将来推計に基づく計画目標

	令和元年度 (実績)	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
ごみ排出原単位 (g/人・日)	877	838 (4.4%減)	822	805 (8.2%減)
家庭系ごみ排出原単位 (g/人・日)	723	687 (5.0%減)	669	650 (10.1%減)
1 日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)	2.63	2.50 (4.9%減)	2.44	2.37 (9.9%減)
資源化率 (%)	23.3	24.0	24.0	24.0

減量の割合は、いずれも令和元年度実績に対する比率。

図 6.3 ごみ排出原単位と家庭系ごみ排出原単位の推計値と目標値

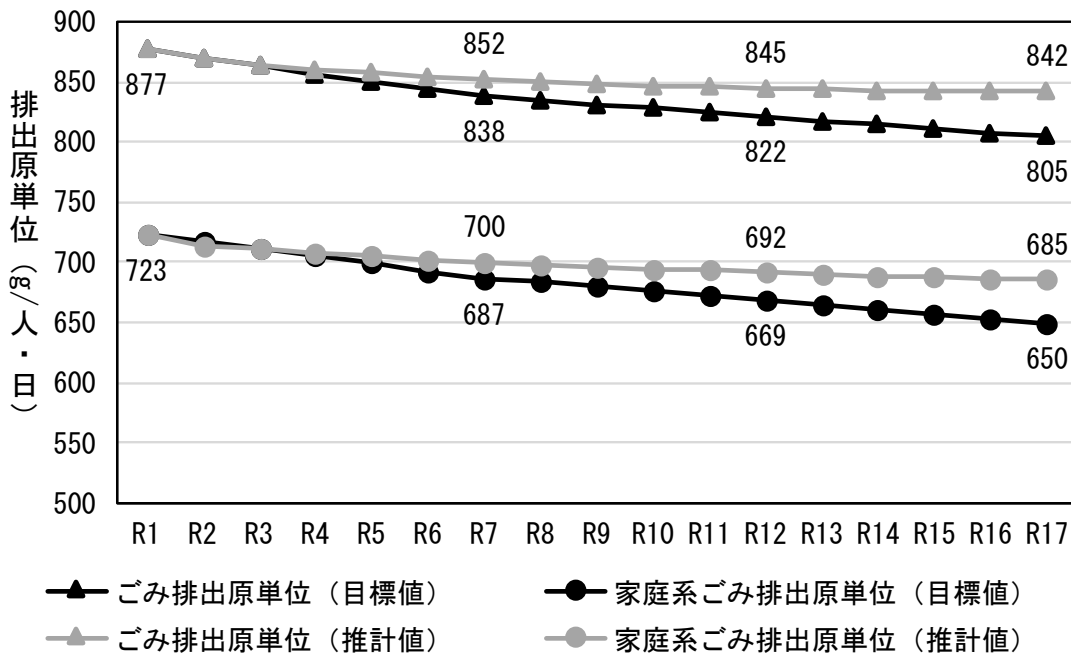


図 6.4 事業系ごみ日排出量の推計値と目標値

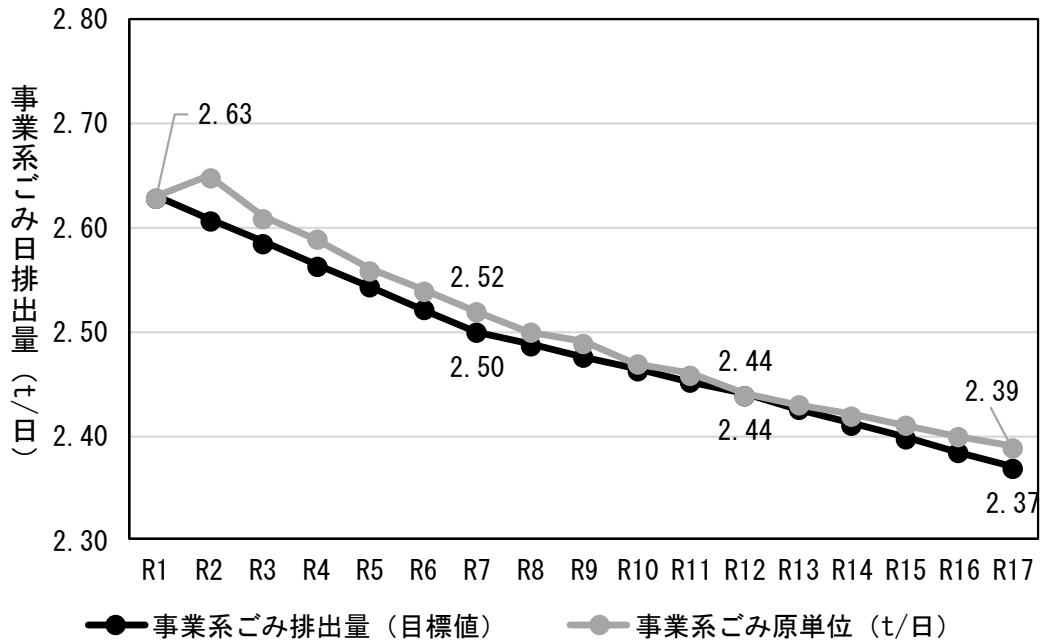
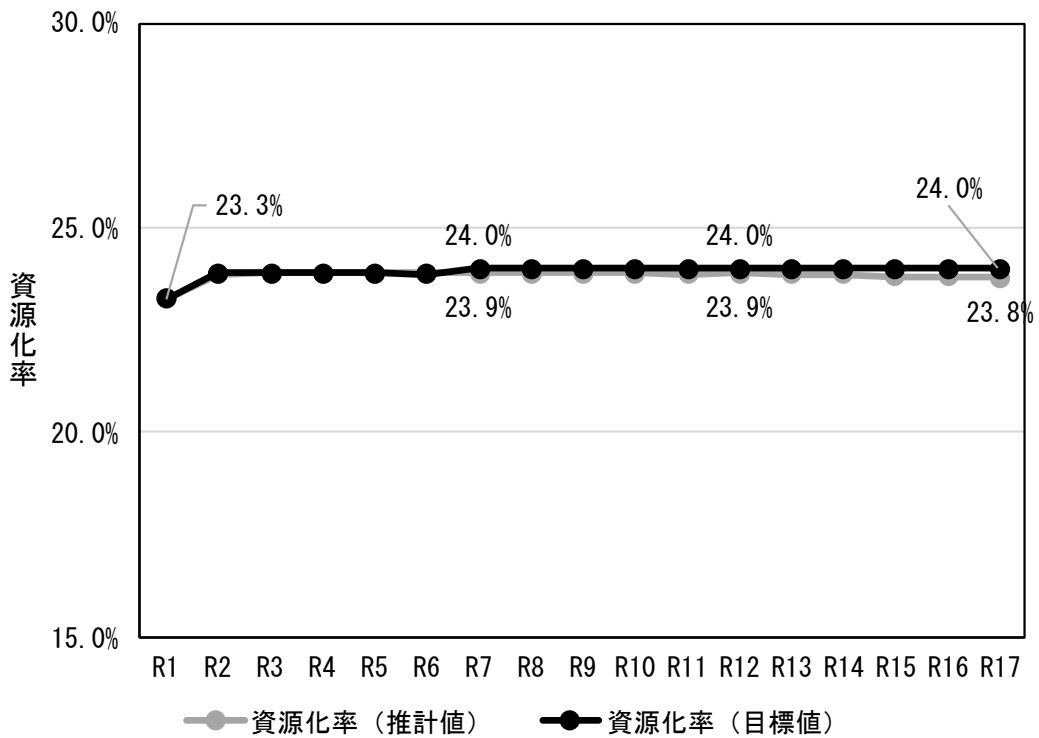


図 6.5 資源化率の推計値と目標値



6.5 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

本町では、ごみの排出抑制のための方策として、次の施策を実施する。

6.5.1 住民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみの削減

廃棄物の排出を抑制し、適切な循環的利用を促進するためには、住民、事業者、行政（町、組合）が適切な役割分担のもとでそれぞれ積極的な役割を果たし、協働で廃棄物の排出抑制、循環利用を推進することが重要である。

6.5.2 廃棄物の排出抑制施策

(1) 住民の役割

住民の役割として以下の事項を実施する。

1) 廃棄物の排出量の少ない商品、再生品等の購入

商品についてくる包装類等は、商品の品質保持に必要なものではあるが、包装類そのものの購入が目的ではなく、【必要なものについてくる】ものであり、これらが多いとごみの排出量の増加につながる。

商品の購入に際し、簡易包装のものや再生品の包装を使用したものを購入するなどごみの減量につながる購入を心がける。

2) 廃棄物の排出を抑える商品使用

簡易包装の商品やエコバックなど、廃棄物の排出を抑えるとともに、家電製品等については、安易に新品に買い換えるのではなく修理を行う等、製品のライフサイクルを伸ばす取り組みによりごみの排出を削減することができる。

3) 町の循環利用の取り組みに協力

町が行っているごみの分別などに協力し、循環型社会のさらなる形成に努める。

4) 事業者の法律に基づく措置に協力

事業者が再資源化等のための法律に基づく取り組み（家電リサイクル法、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品リサイクル法、フロン回収・破壊法等）に積極的に参加・支援し、日々の生活から排出されるごみの削減や再利用を推進する。

5) 無駄なものを買わない

廃棄物の排出抑制の最優先は、排出抑制である。無駄なものを買わないことは、容易に取り組むことが可能で、廃棄物の抑制につながる施策である。購入前に一旦立ち止まって考えることが重要である。

6) 食品ロスの削減、調理における廃棄ロスの低減

食品の賞味期限切れ等による廃棄、調理における廃棄ロスや食べ残し等は、家庭からのごみの排出の主要因の一つである。家庭では、保存されている食品の棚卸し、生鮮食料品の早期の消費、適切な買い物頻度、適切な量の調理に心がけることでこれらの廃棄物の排出抑制が可能となる。

7) 使い捨て容器の利用削減

使い捨て容器は使用後そのままごみになるので、これを繰り返し使える容器にすることによりごみの排出抑制につながる。できる範囲で使い捨て容器の使用を減らしごみの削減に取り組む。

8) 容器包装類や資源の適切な分別排出

容器包装や資源（カン、ビン、古紙・布など）の分別は、再商品化が容易になるだけでなくごみの排出抑制に寄与することから、町のルールに基づいて適切な分別排出を心がける。また、容器包装類、ビン、缶、ペットボトルなどは、中身を洗って適切に分別して排出する。

9) 燃やすごみの水切り徹底

家庭から排出される厨芥類や食品残渣は、水分を多く含むため、ごみの増量に直結する。また、水分の多いごみは、ごみの焼却に際し燃えにくくなるため処理効率の低下を招くことから、積極的にごみの水切りに取り組む。

(2) 事業者の役割

事業者の役割として以下の事項を実施する。

1) 廃棄物の排出量の少ない原材料の選択、製造工程の工夫

原材料の購入に際し、廃棄物の排出量の少ないものを選択する。また、製造工程において、廃棄物の排出量が極力少なくなるように工夫する。

2) 事業者の連携による廃棄物の循環利用

事業者間で廃棄物の循環利用に向けた取り組みを実施する。

3) 廃棄物の発生の少ない商品の製造・販売と循環利用及び円滑な処分が可能な体制整備・商品開発・情報提供

自社製品は、廃棄物の発生を抑制した梱包とすることに努めるとともに、廃棄物の循環利用を考慮した体制整備・商品開発を継続し、適宜情報提供を行う。

4) 廃棄物の自主回収・循環利用促進

廃棄物（自社製品）の回収に努め、回収した廃棄物の再利用等をとおした循環利用の促進を図る。

5) 企業の社会的責任（CSR）に基づく自主的な取り組みの推進

事業者は、ただ単に収益を求めるだけの存在だけではなく、企業活動を通して人々の幸福、社会の発展に寄与すべき存在であり、倫理的な観点から事業活動を通じて自主的に社会貢献する責任を【企業の社会的責任】と言う。

事業者は、社会的責任を果たすためにごみ減量について以下の取組を行う。

- ① 製造から流通、消費、廃棄に至る一連のプロセスにおける廃棄物の排出抑制、循環利用、適正廃棄を自主的に推進する。
- ② 廃棄物の自主回収・循環利用を推進する。
- ③ 事業系一般廃棄物をルールに従い適切に排出する他、各種リサイクル法に基づく義務を履行する。

(3) 行政の役割

町の役割として、以下の事項を実施する。

1) 段ボールコンポストの無料配布の継続

本町では、平成 24 年度より段ボールコンポストの無料配布を行っており、この施策を継続するとともに、利用促進に向けた取り組みを実施する。

2) 集団資源回収助成制度の継続

本町では、平成 6 年度より集団資源回収の実施団体に対して奨励金の交付を行っており、この施策を継続とともに、ホームページや自治会長会議等を利用した制度の周知を図り、実施団体を増やすきっかけをつくる。

3) （仮称）エコオフィス制度の検討

エコオフィスとは、節電や節水、ごみの減量化等、環境に配慮した制度を実施している事業所のことであり、エコオフィス制度とは、こうした事業所を応援する制度である。

本町では、平成 15 年度より環境基本計画ワーキンググループを設置しており、今後、エコオフィス制度の検討を実施する。

4) 家庭系ごみ有料化の検討

家庭系ごみのさらなる削減や、ごみの排出量の相違による不公平感の解消（多くごみを出した人がお金を多く払うことによる）にごみの有料化は効果的である。

ごみの有料化（粗大ごみ以外のごみを対象とする）自治体は、全国で 65.1%（「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成 30 年度）について」（環境省））に達している。

本町では、令和 2 年度時点においてごみの有料化は導入していない（指定袋制のみ実施）が、今後、ごみの有料化の導入について検討を行っていく。

なお、足柄上地区におけるごみ処理広域化において、制度の足並みを揃える必要もあることから、制度の具体的内容や導入時期については、広域化の進捗に合わせて慎重に検討する。

5) 食品ロス対策

食品ロスは、ここ数年で社会問題化しており、全国で約 600 万トンが発生し、そのうちの約半分が家庭からの発生と推計されている（「食品ロス量（平成 29 年度推計値）の公表について」令和 2 年 4 月 14 日農林水産省）。未利用の食材の廃棄、食べ残しの廃棄など単にごみの排出量の増加にとどまらず、食品資源の有効活用や地球温暖化の観点からも削減すべき課題となっている。

これらの実態の把握とごみのさらなる減量化のための施策検討の基礎データの収集を目的に、組合、組合の構成町である中井町および松田町と共同で食品ロスの実態調査を実施する。

また、食品ロス対策を実施するにあたり、飲食店との協力体制の構築やフードバンク事業の支援を行う。

6) 事業系ごみの適正化処理への協力要請と指導

事業系ごみは、もともと事業者の責任において処理すべきものであり、本町でも有料で処理を行っている。しかし、分別の不徹底や家庭系のごみステーションに出されるなどの不適切な排出が都度発生している。このため、町と組合は、事業所ごみの調査・把握に努め、調査結果等を踏まえ、事業者に対して適切な分別と排出ルールを徹底を継続して指導していく。処理手数料についてもごみの減量状況を見据えながら適宜見直しを図る。

6.5.3 廃棄物の再利用（リユース）の促進

本町では、町民、事業者とともに廃棄物の再利用の促進に係る施策として、以下の施策を実施する。

(1) 民間ルートの活用

家庭から排出される不用品について、町民が民間事業者の実施する拠点回収を利用することを促進する。また、既存の民間事業者の他に、新たな民間事業者の参入を促す。

(2) フリーマーケット等の開催場所の提供

本町では、環境展等においてフリーマーケットの開催場所の提供を実施していた。しかしながら、他団体によるフリーマーケットにおいて、盗難事件や出店に関するルール違反が発生した為、今後、町でフリーマーケットの開催場所を提供するに当たって、ルール作りを検討する。

また、町による開催場所提供ではなく、民間事業者によるフリーマーケットへの後援等の検討を行う。

(3) リユース情報の橋渡し

本町では、リサイクル伝言板（譲ります・譲ってください）を運用しており、引き続き、リユース情報の橋渡しを手掛ける。

(4) 町自らの再使用の取組み

本町では、事務用品の再使用や用紙（裏紙）の利用を積極的に行い、廃棄物の削減と環境負荷の低減に努める。

6.5.4 廃棄物再生利用（リサイクル）の推進

本町では、廃棄物再生利用に係る施策として、以下を実施する。

(1) 資源ごみの分別収集

本町では、分別収集品目を維持するとともに、分別収集品目に廃プラスチック、廃食油を追加するなど分別区分の細分化を検討する。

また、ごみの分別辞典「ごみサク」の運用を継続し、町民に分別対象の資源ごみの種類、適切な排出方法等の情報提供を行う。

(2) 民間で行われているリサイクル活動の支援・利用促進

本町では、教育委員会や学校と連携のもと、事業者と契約し、小中学校において、書道反古紙プロジェクトを実施している。引き続き事業を継続し、リサイクル活動を支援していく。

6.5.5 減量化・資源化推進体制の強化・連携

本町では、減量化・資源化推進体制の強化・連携に係る施策として、エコ・タウンおおい推進協議会（平成 23 年度発足）と連携した環境施策の検討及び 3R を推進する。

6.5.6 意識の啓発及び情報の発信

意識の啓発及び情報の発信に係る施策として、以下を実施する。

- ① 環境教育事業（エコスクール事業）の実施
- ② ごみ処理施設見学等の出前講座の実施
- ③ 町広報誌、HP、SNS を活用した啓発及び情報発信

6.6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別は、燃やすごみ、資源ごみ（古紙・布、ペットボトル、容器包装プラスチック、ビン、カン）、不燃ごみ、有害ごみ、剪定枝、粗大ごみとし、詳細な区分は、表 6.4 に示すとおりとする。

表 6.4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

区分		種類
燃やすごみ		生ごみ、プラスチック製品、その他可燃性のもの
資源ごみ	古紙・布	古紙（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・その他紙） 布類
	ペットボトル	同左
	容器包装プラ	プラスチック製容器・包装類 発泡スチロール ペットボトルキャップ ペットボトルラベル
	ビン	同左
	カン	空き缶（飲料用・缶詰）
不燃ごみ		小型家電、割れ物・その他陶器類、傘、電球（白熱球・LED）大型缶、スプレー・カセットボンベ
有害ごみ		乾電池・ボタン電池・充電式電池、蛍光灯、水銀入り体温計や温度計
剪定枝		同左
粗大ごみ		1 辺が 30cm 以上の「燃やすごみ」及び 50cm 以上の「不燃ごみ」

6.7 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

本町では、中間処理・最終処分を中井町、松田町とともに設立した組合で行っており、町は、町民への普及啓発と収集運搬を担っている。

6.7.1 収集運搬計画

本町では、収集運搬を委託および許可業者にて実施している。収集運搬に係る以下の施策を実施するものとする。

(1) 住民主体のごみステーションの管理体制の維持

自治会及びアパート管理会社によるごみステーションの維持管理を引きつづき実施する。

(2) ステーション情報の一元管理と設置基準に基づく設置手続き

地図帳による全ごみ集積場所の位置情報、個別の詳細な情報を記した台帳を作成する。また、ステーション管理システム導入の検討を行う。

また、大井町ごみ集積施設設置基準の運用を継続する。

(3) 一般廃棄物収集運搬委託及び許可業者の適正指導

一般廃棄物収集運搬委託及び許可業者に対して、必要に応じて適正指導を行う。

6.7.2 中間処理計画

中間処理計画は、実施主体である組合の所掌であるが、ここでは、組合の中間処理計画の概要を掲載する。

(1) 計画的な運転維持管理計画の策定

- ① ピット残量や定期整備計画に基づく運転計画の策定
- ② ごみ処理広域化に基づく運転計画の検討および施設整備の推進（新規）
- ③ 維持補修計画の策定
- ④ 受入基準の強化

(2) 施設の性能を維持するための運転・維持管理

- ① 周辺環境に配慮した運転管理
- ② 日常点検による事前整備と定期点検による維持補修計画の検討

(3) 作業環境の維持

施設の清掃、整理、整頓を実施し予備品等について在庫管理を行っている。作業環境測定については年2回実施している。バグフィルター等ばいじんが多い設備では保護具の使用を徹底している。

6.7.3 最終処分計画

最終処分計画は、実施主体である組合の所掌であるが、ここでは、組合の最終処分計画の概要を掲載する。

(1) 排出抑制、資源化による埋立処分量の削減

発生した焼却灰の一部を外部委託処理し、一部は資源化している。

(2) 周辺環境に留意した埋立管理の継続

草刈り、覆土を実施し、悪臭の発生防止等周辺環境の保全を図っている。排水処理施設の放流水については、放流水の環境基準に基づく水質のモニタリングを行い、周辺の水質に影響がないよう管理している。

(3) 最終処分場の整備の検討（新規）

岩倉一般廃棄物最終処分場の残余量に基づき、広域化とともに新たな最終処分場の整備を検討する。

6.8 ごみの処理施設の整備に関する事項

『神奈川県ごみ処理広域化計画』に基づき、本町と中井町、松田町、組合は、南足柄市、山北町、開成町、足柄西部清掃組合とともに、足柄上地区のごみ処理広域化を実施すべく「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」を設置し次期ごみ処理施設の検討を行っている。

予定では、域内にある 3 つの焼却施設を 1 施設に集約して新たに新可燃ごみ処理施設を整備するとともに、不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設についても整備を検討していく。

6.9 その他ごみの処理に関し必要な事項

6.9.1 災害廃棄物対策

災害廃棄物への対応は、地域防災計画に基づき、以下のとおりとする。

- ① 災害時のごみ処理量増大、災害廃棄物等の処理方法、受入体制やごみ処理施設の被災などを想定し、災害時のごみ処理体制について組合と協議し、対応策を整備する。
- ② 大量の排出等により組合で処理しきれない廃棄物については、一時的に保管しておくこととなるため、その予定地について検討する。
- ③ 災害廃棄物及び障害物の仮置き場について検討する。
- ④ 災害廃棄物処理の応援を求める事業者については、協定の締結など体制の強化を図るとともに、最終処分については、県や周辺市町を含め、災害時の相互協力体制の整備に努める。
- ⑤ 災害廃棄物等処理計画の策定を検討する。
- ⑥ ごみ及びし尿処理施設の耐震性の向上、浸水対策など、施設の安全確保対策を推進する。
- ⑦ ごみ及びし尿の収集運搬に関して、平常時の委託業者はもとより、災害時協力等の協定等に基づき適切な委託実施が図れるよう体制整備に努める。

6.9.2 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄、不適正処理への対応は、以下のとおりとする。

- ① 町環境パトロールを実施する他、看板及びカメラを設置し監視活動を行う。
- ② 県や警察と連携し、未然防止措置や発生時の対策を行う。

6.9.3 その他

処理困難物への対応として、ホームページ等による排出方法の周知を図る。

表 6.5 目標・施策内容とアクションプラン

項目	施策項目	内容	アクションプラン		
			令和7年度までに	令和12年度までに	令和17年度までに
目標	<input type="checkbox"/> ごみ排出原単位(一人1日あたりごみ排出量)	令和17年度までに805g	838g	822g	805g
	<input type="checkbox"/> 家庭系ごみ排出原単位(一人1日あたり家庭系ごみ排出量)	令和17年度までに650g	687g	669g	650g
	<input type="checkbox"/> 1日あたり事業系ごみ排出量	令和17年度までに2.37t	2.50t	2.44	2.37t
	<input type="checkbox"/> 資源化率	令和17年度までに24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
1. 排出抑制・資源化計画	<input type="checkbox"/> 住民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみの削減				
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の発生抑制(Reduce)				
	住民の取組み	廃棄物の排出量の少ない商品、再生品等の購入 廃棄物の排出を抑える商品使用 町の循環利用の取り組みに協力 事業者の法律に基づく措置に協力 無駄なものを買わない 調理における廃棄ロスの低減 使い捨て容器の利用削減 容器包装や資源の適切な分別排出 生ごみの水切り徹底	施策の推進	施策の推進	施策の推進
	事業所の取組み	廃棄物の排出量の少ない原材料の選択、製造工程の工夫 事業者の連携による廃棄物の循環利用 廃棄物の発生量の少ない商品の製造・販売と循環利用及び円滑な処分が可能な体制整備・商品開発・情報提供 廃棄物の自主回収・循環利用推進 企業の社会的責任(CSR)に基づく自主的な取り組みの推進	施策の推進	施策の推進	施策の推進
	町の取組み				
	段ボールコンポストの無料配布の継続	段ボールコンポストの無料配布(平成24年度～)	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施
	集団資源回収助成制度の継続	集団資源回収の実施団体に対する奨励金の交付(平成6年度～)	施策の継続 ホームページや自治会長会議等を利用した制度周知	施策の継続 ホームページや自治会長会議等を利用した制度周知	施策の継続 ホームページや自治会長会議等を利用した制度周知
	(仮称)エコオフィス制度の検討	環境基本計画ワーキンググループの設置(平成15年度～)	環境基本計画ワーキンググループの継続 環境政策への取り組み	環境基本計画ワーキンググループの継続 環境政策への取り組み	環境基本計画ワーキンググループの継続 環境政策への取り組み
	家庭系ごみ有料化の検討	広域化施設整備に合わせた家庭系ごみ有料化導入の検討	家庭系ごみ有料化導入について具体的な検討の実施(情報収集及び検証)	導入時期を見据え検討の継続	導入時期を見据え検討の継続
	食品ロス対策	食品ロス(調理くず・手付かず食品の割合等)の実態調査の実施 実態調査の結果を踏まえた施策の検討 事業所における食品リサイクル推進施策の展開 飲食店との協力体制の構築 フードバンク事業への支援	食品ロスの実態調査の継続 食品ロス低減施策の展開 堆肥化等、民間事業者の活用方策の検討 フードバンク事業への支援の実施	食品ロスの実態調査の継続 食品ロス低減施策の展開 堆肥化等、民間事業者の活用方策の検討 フードバンク事業への支援の実施	食品ロスの実態調査の継続 食品ロス低減施策の展開 堆肥化等、民間事業者の活用方策の検討 フードバンク事業への支援の実施
	事業系ごみの適正処理への協力要請と指導	ごみの不適正排出を行った事業者に対する指導	事業者向けの周知・啓発用ツール作成の検討(リーフレット、パンフレット等)	実態の把握の継続 周知の徹底	実態の把握の継続 周知の徹底
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の再使用(Reuse)の促進				
	・民間ルートの活用	民間事業者による使用済みインクジェットの拠点回収の実施	施策の推進 新たな民間事業活用の検討	施策の推進	施策の推進
	・フリーマーケット等の開催場所の提供	フリーマーケットにおけるルール作りの検討 環境展等のイベントにおける開催場所の提供の検討	フリーマーケットにおけるルール作りの検討	新たなルールに基づく開催可能性の検討 別の開催手段(民間事業者によるイベントの後援等)の検討	新たなルールに基づく開催可能性の検討 別の開催手段(民間事業者によるイベントの後援等)の検討
	・リユース情報の橋渡し	リサイクル伝言板(譲ります・譲ってください)の設置(平成8年～)	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施	施策の継続 利用促進に向けた取り組みの実施
	・町自らの再使用の取組み	事務用品の再使用や用紙(裏紙)の利用	施策の継続 最使用や無駄をなくす取り組みの実施	施策の継続 最使用や無駄をなくす取り組みの実施	施策の継続 最使用や無駄をなくす取り組みの実施
	<input type="checkbox"/> 廃棄物再生利用(Recycle)の推進				
資源ごみの分別収集	新たな分別収集品目の追加(廃プラスチック、廃食用油)及び分別区分の細分化の検討 ごみの分別辞典「ごみサク」の運用	施策の推進 各種リサイクル法令等に沿った分別収集の見直しの検討	施策の推進	施策の推進	
民間で行われているリサイクル活動の支援・利用促進	小中学校における書道反古紙プロジェクト事業の実施 エコ・タウンおおい推進協議会と連携した環境施策の検討及び3Rの推進	施策の継続	施策の継続	施策の継続	
<input type="checkbox"/> 減量化・資源化推進体制の強化・連携					
<input type="checkbox"/> 意識の啓発及び情報の発信	環境教育事業(エコスクール)や出前講座の実施 小学校4年生を対象とした社会科見学の実施 町広報誌、ホームページ、SNSの活用による啓発及び情報発信	施策の継続	施策の継続	施策の継続	
2. 収集・運搬計画	<input type="checkbox"/> 住民主体のステーション管理体制の維持	自治会、アパート管理会社による管理	施策の継続	施策の継続	施策の継続
	<input type="checkbox"/> ステーション情報の一元管理と設置基準に基づく設置手続き				
	・ステーションに関する情報の一元化	地図帳による全ごみ集積所の位置情報の把握	個別の詳細な情報を記載した台帳の作成 ステーション管理システム導入の検討	施策の継続	施策の継続
	・設置基準に基づく設置手続き	大井町ごみ集積施設設置基準の運用	運用継続	運用継続	運用継続
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬委託及び許可業者の適正指導	必要に応じた指導の実施	施策の継続	施策の継続	施策の継続	
3. その他ごみの対応	<input type="checkbox"/> 不法投棄ごみへの対応	町環境パトロールの実施 看板及び監視カメラの設置 県や警察との連携	施策の継続 県や警察との連携の強化	施策の継続 県や警察との連携の強化	施策の継続 県や警察との連携の強化
	<input type="checkbox"/> 処理困難物への対応	ホームページ等による排出方法の周知	施策の継続	施策の継続	施策の継続
	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物への対応	災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画の策定	必要に応じた計画の見直し	必要に応じた計画の見直し